



# 小山市障がい者福祉ガイド

2024年度版

— 共に歩み、支えあい、誰もが住みやすいおやま —

# 目次

---

目次	1
はじめに	4
1. 制度	5
2. 手帳	6
2.1. 身体障害者手帳	6
(1) 対象者	6
(2) 手続きに必要なもの	6
(3) 変更・再交付等	6
(4) 申請窓口	6
(5) 障がいの程度	7
2.2. 療育手帳	10
(1) 対象者	10
(2) 障がいの程度	10
(3) 手続きに必要なもの	10
(4) 変更・再交付等 ※交付には県の判定を受ける必要があります。	11
(5) 申請窓口	11
2.3. 精神障害者保健福祉手帳	11
(1) 対象者	11
(2) 障がいの程度	11
(3) 有効期限 2年	12
(4) 手続きに必要なもの	12
(5) 変更・再交付等	12
(6) 申請窓口	12
3. 福祉サービスの仕組み	13
3.1. 障害者総合支援法の施行	13
3.2. 障害者総合支援法と児童福祉法	13
3.3. 障がい福祉サービス	13
(1) 対象者	13
(2) 障がい福祉サービスの体系	14
(3) 申請から利用までの流れ	15
(4) 利用者負担額	16
(5) 申請窓口	17
3.4. 障がい児を対象としたサービス	17
(1) 対象者	17
(2) 利用者負担額	17
(3) 申請窓口	17
(4) 申請から利用までの流れ	17
4. 経済的な支援	23
4.1. 手当	23
(1) 特別障害者手当	23
(2) 障害児福祉手当	23
(3) 特別児童扶養手当	24
(4) 福祉手当(経過措置)	25
(5) 重度心身障がい児介護手当(障害児福祉手当とは併給不可)	25
(6) 難病等福祉手当	26

(7) 児童扶養手当 .....	27
4.2. 年金 .....	28
(1) 障害基礎年金 .....	28
(2) 障害厚生年金・障害手当金 .....	29
(3) 特別障害給付金 .....	29
4.3. 心身障害者扶養共済制度 .....	30
4.4. 所得税・住民税 .....	30
(1) 所得税・住民税の障がい者控除 .....	30
4.5. 生活福祉資金 .....	31
(1) 生活福祉資金の貸付(実施主体:栃木県社会福祉協議会) .....	31
4.6. 公共料金等の減免 .....	31
(1) NHK放送受信料の減免 .....	31
(2) 郵便料金の減免 .....	32
(3) 携帯電話の割引 .....	33
(4) 小山市公共駐輪場の定期券の減免 .....	33
(5) 無料番号案内 .....	34
5. 医療 .....	35
5.1. 医療 .....	35
(1) 重度心身障がい者医療費助成 .....	35
(2) 更生医療(自立支援医療) .....	36
(3) 精神通院医療(自立支援医療) .....	37
(4) 育成医療(自立支援医療) .....	38
(5) 後期高齢者医療 .....	39
5.2. はり・きゅうなど .....	40
(1) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成 .....	40
6. 外出 .....	41
6.1. 運賃の割引 .....	41
(1) JR旅客運賃割引:各駅窓口 .....	41
(2) バス運賃割引:各営業所 .....	41
(3) 航空運賃割引:各航空会社、または旅行会社 .....	41
(4) 有料道路における障がい者割引 .....	42
6.2. 自動車・交通割引等 .....	43
(1) 福祉タクシー利用助成券・補助券 .....	43
(2) 軽自動車税(種別割)の減免 .....	44
(3) 自動車税(種別割)・自動車(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の割引 .....	45
(4) 駐車禁止地帯の駐車許可 .....	46
(5) 福祉有償運送 .....	47
6.3. 博物館等入館割引 .....	47
(1) 博物館、美術館等 .....	47
7. 選挙 .....	48
郵便等による不在者投票 .....	48
8. 地域生活の支援 .....	49
8.1. 補装具および日常生活用具 .....	49
(1) 補装具の交付・修理(自立支援給付) .....	49
(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成 .....	51
(3) 日常生活用具の給付(地域生活支援事業) .....	51
(4) 緊急通報装置貸与事業 .....	58
8.2. 地域生活支援事業(小山市独自事業) .....	59
(1) 障がい者相談支援事業(小山市障がい児者基幹相談支援センター) .....	59
(2) 地域移行のための安心生活支援事業(小山市地域生活支援拠点) .....	59

(3) 移動支援事業 .....	59
(4) 日中一時支援事業 .....	60
(5) 訪問入浴サービス事業 .....	62
(6) 地域活動支援センター事業 .....	62
(7) 意思疎通支援事業(手話通訳者等派遣) .....	63
(8) 手話通訳者等養成講座開催事業 .....	63
(9) 成年後見制度利用支援事業 .....	64
(10) 身体障がい者用自動車改造費給付事業 .....	64
(11) 身体障害者補助犬健康管理費用助成事業 .....	65
9. 社会参加の促進 .....	66
9.1. 障害者社会参加推進センター .....	66
9.2. 生活訓練等事業 .....	66
10. 緊急時支援 .....	68
10.1. 避難行動要支援者名簿(災害時見守り情報個別票)の登録 .....	68
11. 文化・スポーツ活動 .....	69
11.1. 栃木県障がい者スポーツ大会 .....	69
11.2. 小山市障がい者団体スポーツ大会 .....	69
11.3. 小山市障がい者作品展示会 .....	69
12. 各種相談窓口 .....	70
12.1. 障がい児者基幹相談支援センター .....	70
12.2. こころの相談 .....	70
12.3. 法律とこころの相談 .....	70
12.4. 地域生活支援拠点 .....	70
12.5. ひきこもり相談支援室 .....	70
13. 障がい者団体、施設など .....	71
13.1. 小山市の障がい者団体等 .....	71
13.2. オストメイト対応トイレの設置状況 .....	72
14. その他 .....	73
14.1. 障がい者に関するマークの紹介 .....	73
(1) 障がい者に関するシンボルマーク .....	73
(2) 車いすマーク .....	74
(3) ヘルプマーク、ヘルプカード .....	74
ひとくちコラム .....	75
14.2. 小山市役所で障がい者施設によるロビー販売を実施しています .....	75
14.3. ハナミズキ(自死遺族)の会 .....	75
14.4. 点字図書館・声の図書の貸出 .....	76
14.5. ほじょ犬の種類 .....	76
14.6. FAX119番(緊急時のFAXによる通報) .....	77
14.7. NET119緊急通報システム(緊急時のインターネットによる通報) .....	77
14.8. Fネット(FAXによる防災・防犯の情報提供) .....	77
14.9. おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業 .....	78

# はじめに

---

国が定めた「障害者基本計画」においては、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指すことが掲げられ、各種施策の展開が盛り込まれています。また、政府は、新たな障がい者福祉制度の実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい者福祉施策の見直しを進めています。

小山市においても、障がい者施策の更なる充実を図るため、令和3年3月に令和3年度から始まる「第4期小山市障がい者プラン21」及び「第6期小山市障がい福祉計画・第2期小山市障がい児福祉計画」を策定して、様々な福祉施策を展開しているところです。

この「小山市障がい者福祉ガイド」は、障がいのある方や家族の方を対象にした福祉サービスを中心に、障がい者福祉施策や各施設の紹介などについて分かりやすく取りまとめたものです。障がいのある人のサービス選択の際に活用され、自己決定や自己実現の一助になれば幸いと思い作成いたしました。

今後、福祉施策制度の整備が進み次第、随時掲載してまいります。

★ご不明な点・詳細につきましては、事前に各窓口までお問合せください。

2024年4月

小山市役所保健福祉部福祉総務課

## 小山市福祉ガイド内のマーク

	身体障がい者が利用できるサービスです。 栃木県から発行されている手帳の場合は、赤色の手帳をお持ちの方が対象となります。
	知的障がい者が利用できるサービスです。 栃木県から発行されている手帳の場合は、緑色の手帳をお持ちの方が対象となります。
	精神障がい者が利用できるサービスです。 栃木県から発行されている手帳の場合は、青色の手帳をお持ちの方が対象となります。

# 1. 制度

制度	等級	掲載ページ	身体障がい者						知的障がい者				精神障がい者			難病患者等	所得制限	年齢要件	その他要件		
			1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3						
手 当	特別障害者手当	23	身体1～2級程度の障がいの重複・IQ20以下の方など															▲	○	○	○
	障害児福祉手当	23	▲	▲	身体2級と知的A2の 重複障がい			▲	▲			▲	▲			▲	○	○	○		
	特別児童扶養手当	24	●	●	●			▲			●	●	▲	▲	▲	▲	○	○	○		
	福祉手当(経過措置)	25															○				
	重度心身障がい児介護手当 (障害児福祉手当とは併給不可)	25	●	●							●	●						○			
	難病等福祉手当	26															▲		○		
	児童扶養手当	27	手帳要件なし																○	○	○
	障害基礎年金	28	手帳要件なし																▲	○	○
	障害厚生年金・障害者手当金	29	手帳要件なし																	○	○
	特別障害給付金	29	手帳要件なし																○	○	○
年 金	心身障害者扶養共済制度	30	●	●	●					●	●	●	●						○		
	税金	所得税・住民税の障がい者控除	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	
	生活福祉資金の貸付	31																	○		
	公 共 料 金	NHK放送受信料の減免	31	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		○	○	
		郵便料金の減免	32																	○	
		携帯電話の割引	33	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	
		小山市公共駐輪場の定期券の減免	33	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	
	無料番号案内(NTT・KDDI・ソフトバンク)	34	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			○		
	医 療	重度心身障がい者医療費助成	35	●	●	身体3,4級と知的B1 の			●	●	▲			●					○		
		自立支援医療(更生医療)	36	●	●	●	●	●										○	○	○	
自立支援医療(精神通院医療)		37	手帳要件なし																○		○
自立支援医療(育成医療)		38	手帳要件なし																○	○	○
後期高齢者医療の任意加入		39	●	●	●	▲				●	●			●	●				○	○	
はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成		40	▲	▲															○	○	
外 出	運 賃 割 引	JR旅客運賃割引:各駅窓口	41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○		
		バス運賃割引:各営業所	41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○		
		航空運賃割引:各航空会社、または旅行社	41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○		
		有料道路における障がい者割引	42	●	●	●	●	●	●	●	●								○		
	自 動 車 ・ 交 通 割 引	福祉タクシー利用助成券	43	●	●					●	●	●	●	●	●				○		
		軽自動車税の減免	44	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●			●					○		
		自動車税・自動車取得税の割引	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	
		駐車禁止地帯の駐車(歩行困難な方)	46	●	●	●	●	●	●										○		
		福祉有償運送	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	
		車いすマーク	74	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○	
選 挙	郵便等による不在者投票	48	▲	▲	▲													○			
福 祉 サ ー ビ ス 等	障がい福祉サービス	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲					
	補装具の交付・修理(自立支援給付)	49	●	●	●	●	●									▲	○	○	○		
	日常生活用具の給付(地域生活支援事業)	51	●	●	●	●	●	●	●	●						▲	○	○	○		
緊急通報装置貸与事業	58	▲	▲							▲	▲	▲	▲	▲	▲			○	○		

例： ●…利用可能 ▲…要件に該当した場合、利用可能 空欄…利用不可

## 2. 手帳

### 2.1. 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障がい程度に該当すると認定された方に交付され、各種の福祉サービスを受けるためにも必要なものです。

※注意事項:手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

#### (1) 対象者

視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫の機能障がいのある方

#### (2) 手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳交付等申請書
- ②身体障害者福祉法第15条指定医により書かれた診断書・意見書(文書代は自己負担です。)
- ③本人の写真1枚(たて4cm×よこ3cm、脱帽のもの。)
- ④個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードもしくはマイナンバー入り住民票と写真入りの身分証明書

#### (3) 変更・再交付等

手続名	概要	必要書類
等級変更	障がいの程度が変わったと思われる方が行う手続きです。	上記の①～④および手帳の写し
再認定	障がいの程度が変化することが予想される方が行う手続きです。	
再交付	手帳の紛失や破損、または年数の経過等により容貌が著しく変化して、本人を認識することが困難な場合等に行う手続きです。	上記の①・③・④および破損の方は手帳の写し
居住地・氏名変更	居住地を変更したとき(転入・転居)、または氏名に変更が生じたときに行う手続きです。	上記の①・④および手帳
返還	手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または障がいの程度に該当しなくなった場合等に行う手続きです。	上記の①・④および手帳

#### (4) 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (5) 障がいの程度

級別	視覚障がい	聴覚または平衡機能障がい		音声機能, 言語機能 または そしゃく機能障がい
		聴覚障がい	平衡機能障がい	
1級	(A15) 視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの。 視力の良い方の眼の視力: 万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。	-	-	-
2級	(A25) 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの (A26) 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの (A27) 周辺視野角度(I/4指標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両目中心視野角度(I/2指標による。以下同じ。)が28度以下のもの (A28) 両眼開放視認点数が70点以下かつ両目中心視野視認点数が20点以下のもの	(B21) 両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの(両耳全ろう)	-	-
3級	(A35) 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) (A36) 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの (A37) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの (A38) 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	(B31) 両耳の聴力レベルが90dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	(C31) 平衡機能の極めて著しい障がい	(D31) 音声機能, 言語機能またはそしゃく機能の喪失
4級	(A45) 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) (A46) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの (A47) 両眼開放視認点数が70点以下のもの	(B41) 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) (B42) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの	-	(D41) 音声機能, 言語機能またはそしゃく機能の著しい障がい
5級	(A55) 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの (A56) 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの (A57) 両眼中心視野角度が56度以下のもの (A58) 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの (A59) 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	-	(C51) 平衡機能の著しい障がい	-
6級	(A65) 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	(B61) 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) (B62) 一側耳の聴力レベルが90dB以上, 他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの	-	-
7級	-	-	-	-

- 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障がい特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 肢体不自由においては、7級に該当する障がい2つ以上重複する場合は、6級とする。
- 異なる等級について2以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障がい」とは、中指指関節以下の障がいをいい、おや指については対抗運動障がいを含むものとする。
- 上肢または下肢欠損の断端の長さ、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては、坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

級別	肢体不自由	
	上肢	下肢
1級	(E11) 両上肢の機能を全廃したもの (E12) 両上肢を手関節以上で欠くもの	(F11) 両下肢の機能を全廃したもの (F12) 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	(E21) 両上肢の機能の著しい障がい (E22) 両上肢のすべての指を欠くもの (E23) 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの (E24) 一上肢の機能を全廃したもの	(F21) 両下肢の機能の著しい障がい (F22) 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	(E31) 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの (E32) 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの (E33) 一上肢の機能の著しい障がい (E34) 一上肢のすべての指を欠くもの (E35) 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	(F31) 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの (F32) 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの (F33) 一下肢の機能を全廃したもの
4級	(E41) 両上肢のおや指を欠くもの (E42) 両上肢のおや指の機能を全廃したもの (E43) 一上肢の肩関節肘関節または手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの (E44) 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの (E45) 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの (E46) おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの (E47) おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの (E48) おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	(F41) 両下肢のすべての指を欠くもの (F42) 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの (F43) 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの (F44) 一下肢の機能の著しい障がい (F45) 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの (F46) 一下肢が健側に比して10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	(E51) 両上肢のおや指の機能の著しい障がい (E52) 一上肢の肩関節肘関節または手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障がい (E53) 一上肢のおや指を欠くもの (E54) 一上肢のおや指の機能を全廃したもの (E55) 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障がい (E56) おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	(F51) 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障がい (F52) 一下肢の足関節の機能を全廃したもの (F53) 一下肢が健側に比して5cm以上または健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	(E61) 一上肢のおや指の機能の著しい障がい (E62) ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの (E63) ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	(F61) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの (F62) 一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級	(E71) 一上肢の機能の軽度の障がい (E72) 一上肢の肩関節肘関節または手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障がい (E73) 一上肢の手指の機能の軽度の障がい (E74) ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい (E75) 一上肢のなか指くすり指および小指を欠くもの (E76) 一上肢のなか指くすり指および小指の機能を全廃したもの	(F71) 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい (F72) 一下肢の機能の軽度の障がい (F73) 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい (F74) 一下肢のすべての指を欠くもの (F75) 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの (F76) 一下肢が健側に比して3cm以上または健側の長さの20分の1以上短いもの

級別	肢体不自由		
	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
		上肢機能	移動機能
1級	(G11) 体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	(H11) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	(I11) 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	(G21) 体幹の機能障がいにより座位または起立位を保つことが困難なもの (G22) 体幹の機能障がいにより立ち上ることが困難なもの	(H21) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	(I21) 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	(G31) 体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	(H31) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	(I31) 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	—	(H41) 不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	(I41) 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	(G51) 体幹の機能の著しい障がい	(H51) 不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	(I51) 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	—	(H61) 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	(I61) 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	—	(H71) 上肢に不随意運動・失調等を有するもの	(I71) 下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	心臓, じん臓, 呼吸器, ぼうこうまたは直腸, 小腸, 免疫, 肝臓の機能障がい						
	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1級	(J11) 心臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	(K11) じん臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	(L11) 呼吸器の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	(M11) ぼうこうまたは直腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	(N11) 小腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	(O11) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	(P11) 肝臓の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの
2級	—	—	—	—	—	(O21) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	(P21) 肝臓の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの
3級	(J31) 心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	(K31) じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	(L31) 呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	(M31) ぼうこうまたは直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	(N31) 小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	(O31) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	(P31) 肝臓の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)

4級	(J41) 心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	(K41) じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	(L41) 呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	(M41) ぼうこうまたは直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	(N41) 小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	(O41) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	(P41) 肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	—	—	—	—	—	—	—
6級	—	—	—	—	—	—	—
7級	—	—	—	—	—	—	—

## 2.2. 療育手帳

**知**

療育手帳は、知的障がい児者と保護者の方が療育の指導や知識の普及および援護の措置を受ける利便に役立てるため、知的障がい児者に交付されるものです。

※注意事項:手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

### (1) 対象者

知的障がい児者

### (2) 障がいの程度

手帳の等級は知的機能、日常生活能力、保健面、行動面などを総合して決定します。ランクは地域によってつけ方(AとBの区分のみ、A1～B2、1度～4度など)が違います。栃木県では次のように分けられています。ただし、IQはあくまで「目安」です。

程度	説明
A1 (最重度)	IQ20以下くらい
A2 (重度)	IQ21～35くらい
B1 (中度)	IQ36～50くらい
B2 (軽度)	IQ51～70くらい

### (3) 手続きに必要なもの

- ① 療育手帳交付等申請(届出)書
- ② 本人の写真1枚(たて4cm×よこ3cm、脱帽のもの。)
- ③ 障がい者(児)支援台帳(手帳申請時用)
- ④ 身体障害者手帳(既にお持ちの方)
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードもしくはマイナンバー入り住民票と写真入りの身分証明書

**(4) 変更・再交付等** ※交付には県の判定を受ける必要があります。

手続名	概要	必要書類
再判定	手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに児童相談所(18歳未満)あるいは、障害者総合相談所(18歳以上)で再判定を受ける必要があります。 (18歳未満)栃木県県南児童相談所:0282-24-6121 (18歳以上)栃木県障害者総合相談所:028-623-7010  ※来所が困難な方の利便性を考え、「動く知更相」や「施設巡回相談」があります。詳しくは福祉総務課までお問い合わせください。	2.2(3)手続きに必要なものの①および手帳

手続名	概要	必要書類
再交付	紛失、破損、若しくは年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難な場合等に行う手続きです。	2.2(3)手続きに必要なものの①および②
記載事項変更	居住地を変更したとき(転入・転居)、または氏名に変更が生じたときに行う手続きです。	2.2(3)手続きに必要なものの①および手帳
返還	手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または障がいの程度に該当しなくなった場合等に行う手続きです。	2.2(3)手続きに必要なものの①および手帳

**(5) 申請窓口**

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629  
Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

**精**

**2.3. 精神障害者保健福祉手帳**

精神障がい者に対して、社会復帰および自立と社会参加の促進を図るために、精神障害者保健福祉手帳を交付するものです。※注意事項:手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

**(1) 対象者**

精神疾患を有する方で、精神障がいのために長期にわたって日常生活または社会生活への制約がある方

**(2) 障がいの程度**

程度	説明
1級	精神障がいがあって、身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の者。
2級	精神障がいがあって、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする程度の者。
3級	精神障がいがあって、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける者。

### (3) 有効期限 2年

※2年毎に障がいの状態を再認定し、更新します。有効期限の3ヶ月前から更新の申請ができます。

### (4) 手続きに必要なもの

- ① 障害者手帳申請書(精神保健福祉手帳用)
- ② 本人の写真1枚(たて4cm×よこ3cm、脱帽のもの。)
- ③ 診断書(精神保健福祉手帳用)、  
もしくは精神障がいを支給事由とする年金証書と直近の年金振込通知書または年金額のわかるもの(通帳等)
- ④ 個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードもしくはマイナンバー入り住民票と写真入りの身分証明書

### (5) 変更・再交付等

手続名	概要	必要書類
等級変更	障がいの程度が変わったと思われる方は、医師の診断書若しくは年金証書等の写し等を添えて申請する必要があります。	上記の①～④および手帳
再交付	紛失または破損等したときに行う手続きです。	上記の①・②・④および破損の方は手帳の写し
居住地・氏名変更	居住地を変更したとき(転入・転居)、または氏名に変更が生じたときに行う手続きです。	上記の①・②(県外転入の方)・④および手帳
返還	手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または障がいの程度に該当しなくなった場合等に行う手続きです。	上記の①および手帳

### (6) 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629  
Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## 3. 福祉サービスの仕組み

### 3.1. 障害者総合支援法の施行

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法(障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律)」となりました。

これまでの障害者自立支援法で対象としてきた身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、新たに難病等の方も対象になりました。

障害者総合支援法の対象者				
身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	障がい児

### 3.2. 障害者総合支援法と児童福祉法

障害者総合支援法は、大きく分けて全国一律な「自立支援給付」と市町村の実情に応じて柔軟な事業形態がとれる「地域生活支援事業」から成り立っています。自立支援給付には介護給付や訓練等給付からなる障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具があり、地域生活支援事業には相談支援、意思疎通支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センターなどがあります。

また、児童福祉法による障がい児を対象としたサービスとして、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援があります。

平成25年4月1日より、難病の方も障害者に含まれることとなったため、日常生活用具の給付やホームヘルプサービスなどの福祉サービスもご利用いただけるようになりました。申し込みの際には、診断書または特定医療費(指定難病)受給者証等をご持参の上ご相談ください。

### 3.3. 障がい福祉サービス

#### (1) 対象者

- ① 身体障がい者…身体障害者手帳を所持する方(18歳以上は手帳が必須)
- ② 知的障がい者…療育手帳を所持する方、もしくは準ずる方(18歳以上の方は障害者総合相談所、18歳未満の方は児童相談所の判定意見書が必要)
- ③ 精神障がい者…以下のいずれかの書類を所持する方
  - ア 精神障害者保健福祉手帳
  - イ 自立支援医療(精神通院)受給者証
  - ウ 医師の診断書(手帳を所持していない方や自立支援医療を受給していない方)
  - エ 精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類
  - オ 精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- ④ 難病患者  
特定医療費(指定難病)受給者証等または難病患者であることを確認できる診断書をお持ちの方

<注> 介護保険サービスを受けられる方の場合、介護保険が優先されます。

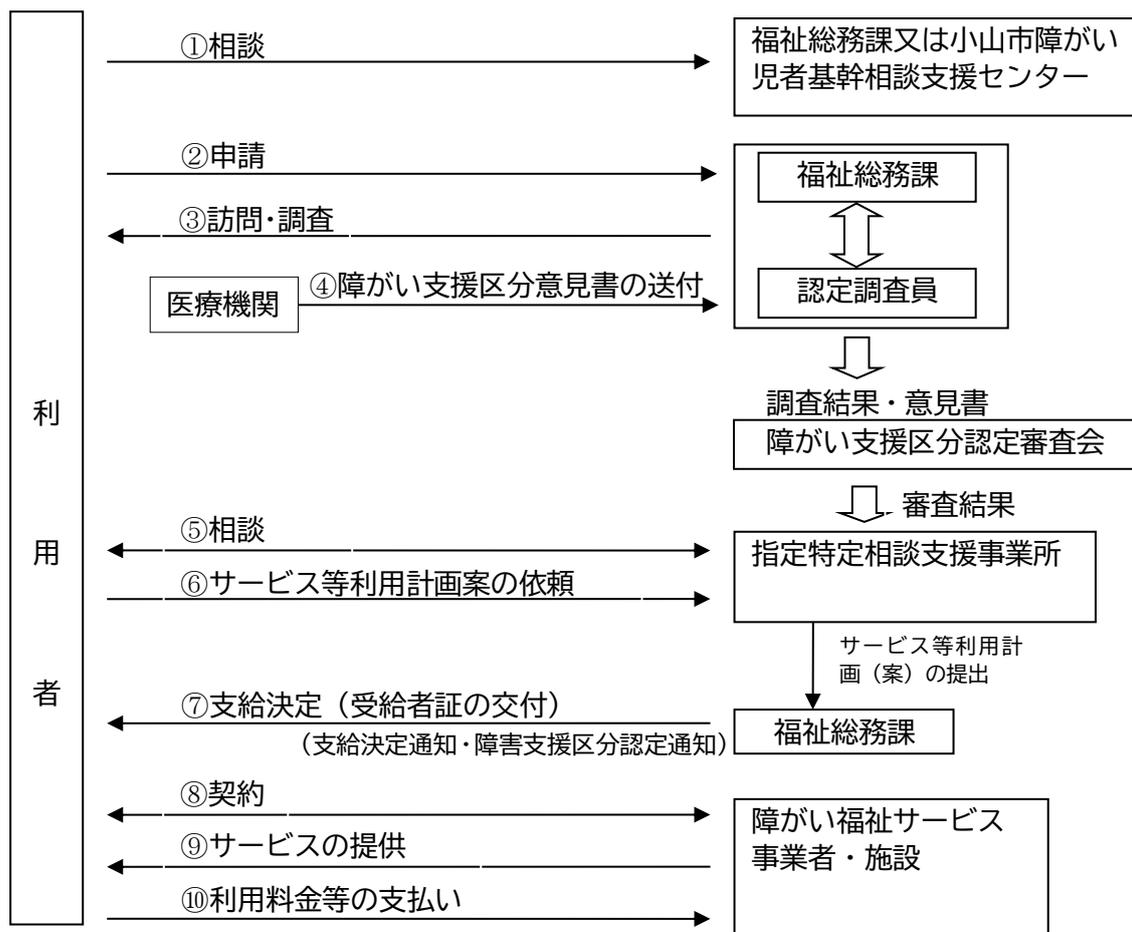
## (2) 障がい福祉サービスの体系

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護	→18ページ
			重度訪問介護	
		外出(移動)支援	同行援護	→18ページ
			行動援護	
		居住系サービス	短期入所	→20ページ
	療養介護			
	日中活動系サービス	生活介護	→19ページ	
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練(機能訓練)	→19ページ
			自立訓練(生活訓練)	
		居住系サービス	宿泊型自立訓練	→20ページ
		日中活動系サービス	就労移行支援	→19ページ
			就労継続支援(A型)	
			就労継続支援(B型)	
	就労定着支援			
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	→20ページ		
介護給付	居住系サービス	施設入所支援	→20ページ	
相談支援		指定一般相談支援事業	→22ページ	
		指定特定相談支援事業		
		指定障害児相談支援事業		
障がい児支援		児童発達支援	→21ページ	
		放課後等デイサービス		
		居宅訪問型児童発達支援		
		保育所等訪問支援		
地域生活支援事業	日中活動系サービス	日中一時支援	→60ページ	
	外出(移動)支援	移動支援	→59ページ	
	訪問系サービス	訪問入浴サービス	→62ページ	
	日中活動系サービス	地域活動支援センター	→62ページ	

※事業所がないなどの理由で、いくつかのサービスについて記載を省略しております。

### (3) 申請から利用までの流れ

- ① 保健福祉部福祉総務課または小山市障がい児者基幹相談支援センターで相談します。
  - ② 相談の結果サービスが必要な場合は福祉総務課に申請します。
  - ③ 市の障がい支援区分認定調査員が利用者宅を訪問し、「障がい支援区分」を決定するため計80項目の調査を行います。  
障がい支援区分医師意見書を医療機関から送付してもらいます。  
調査結果と医師意見書の情報をコンピュータに入力し一次判定を行います。
  - ④ 調査による一次判定や個人の特性を記入した特記事項、医師意見書などにより障がい支援区分認定審査会で区分を認定します。
  - ⑤ 指定特定相談支援事業所と相談し、サービス等利用計画案を作成してもらいます。
  - ⑥ 指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画案を福祉総務課へ提出します。
  - ⑦ 福祉総務課は障がい支援区分や介護者の状況、利用意向などを元にサービスの内容や支給量を決定し、支給決定通知書、障がい支援区分認定通知書と受給者証を利用者に送ります。
  - ⑧ 利用者は、受給者証を持って利用を希望する事業者・施設と契約を結びます。
  - ⑨ 利用者は事業者・施設からサービスの提供を受けます。
  - ⑩ サービスを受けたら利用料(原則サービス総額の1割、市県民税非課税世帯は無料、所得に応じて利用者負担上限月額が定められている)等を事業者に支払います。
- ※上記は介護給付の場合であって、訓練等給付は③の調査までは行いません。



●手続きに必要なもの

支給申請書、世帯状況・収入等申告書、同意書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費(指定難病)受給者証など、障害者年金などの収入が分かるもの

☆ひと目でわかる！障がい支援区分とサービスの関係(○の部分サービス利用可能です。)

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)		○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護					○	○	○
	行動援護				○	○	○	○
	重度障害者等包括支援							○
	生活介護			50歳以上○	○	○	○	○
	療養介護						○※	○
	短期入所(ショートステイ)		○	○	○	○	○	○
	施設入所支援				50歳以上○	○	○	○
訓練等給付	自立訓練(機能・生活訓練)	○	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援(A型・B型)	○	○	○	○	○	○	○
	共同生活援助(グループホーム)	○	○	○	○	○	○	○
	就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○
障害児通所支援		区分不要						

※筋ジストロフィー患者、重度心身障がい者は区分5でも利用可能です。

#### (4) 利用者負担額

以下は自立支援給付(施設入所支援を除く)の例です。

利用料は、原則サービス総額の1割です。ただし、負担が重くなりすぎないように、世帯の収入状況に応じた負担上限月額が決められています。

※ここでいう世帯は、利用者が18歳以上の場合は「本人と配偶者」

18歳未満の場合は「保護者の属する住民票上の世帯」となります。

##### 18歳以上の方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で市民税所得割額16万円未満	9,300円
一般2	市民税課税世帯で市民税所得割額16万円以上	37,200円

※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

##### ○18歳未満の方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で市民税所得割額28万円未満	4,600円
一般2	市民税課税世帯で市民税所得割額28万円以上	37,200円

## (5) 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課TEL0285-22-9629  
Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370



## 3.4. 障がい児を対象としたサービス

### (1) 対象者

身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童、または、精神に障がいのある児童(発達障がい児含む)

手帳の有無は問いません。児童相談所・乳幼児2次健診・医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象です。

※発達障がいとは、広汎性発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障がい、注意欠陥多動障がいなどの通常低年齢で発現する脳機能の障がいです。

### (2) 利用者負担額

原則、1割負担となります。(ただし、市県民税非課税世帯は無料)

※未就学障がい児は、障害児通所支援の利用に際し、3歳から5歳児は法改正により無償、3歳児未満は小山市助成金の交付対象となり、利用者負担はありません。

### (3) 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課TEL0285-22-9629  
Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

### (4) 申請から利用までの流れ

障がい福祉サービスの利用と同じ流れになります。詳しくは、障がい福祉サービスの(3)申請から利用までの流れを参照してください。

## 訪問系サービス

制度名	サービス名		サービス内容
（自立介護支援給付）付	居宅介護	家事援助 身体介護 通院等介助 通院等乗降介助	居室などの掃除や衣類の洗濯、買い物、調理などの援助、食事や排せつ、入浴、衣類着脱、身体の清拭などの介助を行います。また、通院の介助などを行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者または精神障がい者で常に介護を必要とする方に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供します。
地域生活支援事業	訪問入浴		医学的、環境的な理由により自宅において入浴することが困難な方を対象に、自宅へ訪問し入浴サービスを行います。 ※利用料＝1回700円。利用回数＝月15回(週3回)まで

## 外出(移動)支援

制度名	サービス名	サービス内容
自立支援給付(介護給付)	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に付き添い、移動に必要な情報の提供を行います。
	行動援護	知的障がい者または精神障がい者で、常に介護を必要とする方に、危険回避のために必要な援護や外出時の移動中の介護を提供します。 (利用希望の場合は、他市の事業所をご利用ください)
地域生活支援事業	移動支援	社会生活上の必要な外出、及び余暇活動等の社会参加の外出についてヘルパーによる介護支援を行います。

【小山市内事業所のみ掲載】

No.	事業者名	所在地	居宅介護	重度訪問介護	訪問入浴	同行援護	移動支援	電話番号
1	小山市社会福祉協議会 訪問介護事業所	中央町2-2-21	○	○		○	○	22-9503
2	ケアサービス大沼	羽川11-1	○					30-2941
3	ケアセンターりぼん	神鳥谷1-3-4	○	○		○	○	38-6261
4	サンフラワー ヘルパーステーション	出井2151-11	○	○		○	○	37-8195
5	友井タクシー介護ステーション ふれあい	城山町2-12-25	○	○		○	○	30-0840
6	ニーズ	神鳥谷6-8-23	○					30-5081
7	ニチケアセンターおやま	神鳥谷2-13-14	○	○	○			30-5620
8	ニチケアセンター小山城東	城東1-6-42	○	○				30-6118
9	ヘルパーステーション ほほえみ倶楽部	乙女3-27-31	○	○				41-2122
10	SOMPOケア小山	天神町1-4-31 前沢第3ビル2階	○	○				20-5372
11	アシスト・ケア小山	喜沢23-18	○	○		○		23-9516
12	おれんじの会	城北2-11-11	○	○				080-6546-4917
13	(株)ケアネット 小山サービスセンター	城東5-8-10	○	○				32-7077
14	ニチケアセンターままだ	東間々田2-29-11 タグチハイツ202号	○	○				41-7015
15	ライフサポート Pal prime	城山町3-9-10	○	○				32-6873
16	グリーンケア	若木町2-2-24	○	○		○		38-6178
17	ホームケアみやび	宮本町2-3-12	○	○			○	21-5010
18	ホームケア土屋 栃木	城東1-12-25 ヤエビル4階東号室	○	○				050-3623-0472
19	アサヒサンクリーン 在宅介護センター小山	城東1-2-28 北棟1階			○			37-6720
20	アースサポート小山	東城南5-3-2			○			28-0300
21	訪問介護 和	土塔252-1 サンビレッジ小山C-102	○					38-7498
22	やさしい手小山訪問介護事業所	駅南町2-17-2	○					050-1753-5621
23	ケアサポートほーぷ	雨ヶ谷141-1	○	○				38-9498
24	ウエルシア介護サービス(株)小山営業所	小山市城東5-2-2			○			81-7988

日中活動系サービス

制度名	サービス名	サービス内容	
自立支援給付	介護給付	生活介護 常時介護を必要とする方(障害支援区分3以上、50歳以上は2以上)に、施設において食事や排せつの介護や日常生活上の支援、創作的活動などの機会を提供します。	
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間(原則2年以内)、必要な訓練を行います。(生活訓練と機能訓練がありますが、市内には生活訓練の事業所しかありません)
		就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間(原則2年以内)、作業や実習などをとおして就労に必要な訓練を行います。
		就労継続支援(A型)	一般企業などでの就労が困難な方に、基本的に雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援(B型)	一般企業などでの就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識の向上のための訓練を行います。雇用契約は締結されません。
就労定着支援	他の日中活動系サービスを利用して一般企業に就職した方に、相談支援や、関係機関との連絡調整を行います。就職後6か月経過後から3年間を限度に利用できます。		

【小山市内事業所のみ掲載】

No.	事業者名	所在地	生活介護	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	自立訓練(生活訓練)	就労定着支援	法人名	電話番号
1	いっすんぼうし	出井759-24				○			(福)明光シズヒロ会	22-4126
2	一桃舎	間々田750-1	○			○			(福)彰義重政会	45-7199
3	花見ヶ岡学園	東野田635	○						(福)紫雲会	31-3033
4	くわの実	犬塚87-7	○			○			(福)つむぎ	25-8111
5	第2くわの実	西黒田299-7				○				45-3700
6	えいぶるの里	東島田2403-2				○	○		(福)ソフィア会	22-4561
7	おはようの家	三拝川岸127-1	○							37-6123
8	サンフラワー療護園	出井1936	○							22-1109
9	サンフラワーワークセンター	犬塚7-20-2	○		○	○			(福)洗心会	31-3600
10	つるたみ	東黒田196-44	○			○				41-0377
11	CSWおとめ	乙女625-2	○			○			(福)バステル	39-6088
12	フロンティアおやま	出井290	○			○				25-1110
13	おやま就労支援センターとんぼ	犬塚6-8-1				○				38-8251
14	おやま就労支援センタードナート	小山89-1				○				38-8251
15	おやま就労支援センターエルモ	雨ヶ谷新田73-88				○			(株)峯翔不動産	38-8075
16	おやま就労支援センターアルド	城東6-17-37				○				38-8251
17	おやま就労支援センタードルトン	西城南4-20-7				○				38-8251
18	小山ひまわり	本郷町2-8-21				○			(特非)小山そよかぜ	24-0089
19	カルミア小山	天神町1-2-10			○				(株)RUN-UP	32-6624
20	ソーシャルファーム小山	城東2-8-19		○	○	○	○	○	(一社)ソーシャルファーム栃木	39-6270
21	来夏	駅東通り1-34-20				○			(特非)来夏	37-9175
22	クローバー	中久喜1507-4			○				(株)ジョイワーク	39-8186
23	グローバルワークス	乙女3-13-10				○			ハッピーホールディングス(株)	39-8008
24	いちごの里めぶきファーム	大川島469			○				(福)めぶき会	38-9940
25	第2いちごの里めぶきファーム	城山町3-2-17			○					39-6805
26	FAN	羽川386-2			○				(同)FAN	37-7240
27	細の家あおやま	駅南町1-8-5				○			(同)青山	39-6005
28	ジョイナイン	暁3-4-1 パールハイツ110			○				ジョイナイン(同)	39-7430
29	多機能型事業所あおぞら	寒川1495-1	○			○			(株)タカモト商事	37-8341
30	ここから小山事業所	犬塚50-65			○				(株)Lakushon	37-8272
31	ライフエールおやま	中央町3-7-1 ロプレビル6階			○				(株)エイジエック・スマイル	03-6682-6905
32	ビューコリック	駅南町6-7-19 2階			○				(株)きつ菜	38-8094
33	どりかむ	八幡町2-9-28				○			(株)レンジャー	37-6155
34	オヤママーリン	若木町3-20-43		○	○				株式会社イルミナ	37-7177
35	あか楽 小山事業所	西城南1-4-10			○				合同会社あか楽	39-8842
36	就労継続支援A型 Mahalo	中央町3-5-20			○				合同会社 Mahalo	20-5025

## 居住系サービス

制度名	サービス名	サービス内容	
自立 支援 給 付	介護 給付	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、食事、排せつ、入浴などの介護を行います。障害支援区分4以上(50歳以上は3以上)の方が対象です。
		短期入所	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間施設に入所し、食事、排せつ、入浴などの介護を行います。 原則、連続30日以内、年間180日以内の利用となります。
		療養介護	病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護などを提供します。主に障害支援区分6の方が対象です。 (利用希望の場合は、他市の事業所をご利用ください)
	訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
宿泊型自立訓練		一定期間(原則2年以内)居住の場を提供して、帰宅後において家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談及び助言を行います。	

【 小山市内事業所のみ掲載 】

No.	事業者名	所在地	施設 入所 支援	(シ ョ ー ト ス テ イ )	短 期 入 所	共 同 生 活 援 助 ( グ ル ー プ ホ ー ム )	宿 泊 型 自 立 訓 練	法人名	電話番号
1	花見ヶ岡学園	東野田	○	○				(福)紫雲会	31-3033
2	サンフラワー療養園	出井	○					(福)洗心会	22-1109
3	サンフラワーショートステイ	出井		○					37-8195
4	ひまわり	出井			○				37-6420
5	あじさい	出井		○	○				31-3600
6	サンフラワーワークセンター	犬塚				○			(福)彰義重政会
7	グループホーム桃ハウス	南乙女			○			(医)朝日会	22-1182
8	グループホームピアハウス	喜沢、羽川			○			(株)峯翔不動産	38-8251
9	グループホームポポラーレ	向原新田、他			○				(福)明光シズヒロ会
10	グループホームアルベル口	若木町、他			○			(福)パステル	39-6586
11	グループホームきんたろう	出井			○				39-6088
12	思川桜	乙女		○	○			(同)あおやま	38-8722
13	おとめ座	乙女			○			(株)タカモト商事	37-8341
14	グループホームあおやま	外城、他			○			(福)ソフィア会	22-4561
15	障害者福祉ホーム あおぞら	寒川			○			ソーシャル インクルー(株)	03-6436- 8972
16	グループホームたんぽぽ	三拜川岸			○				(株)タイヨー
17	ソーシャルインクルーホーム 小山乙女	乙女		○	○			(株)TSUNAGI	38-6887
18	ソーシャルインクルーホーム 小山城東	城東		○	○			東都社会福祉(株)	37-6864
19	障がい者グループホーム わおんタイヨー	東城南			○			(株)ファーストナース	41-1166
20	グループホームTSUNAGI	大行寺			○			ハッピーホールディングス(株)	38-9093
21	グループホームサンシティ	宮本町		○	○			(同)ついでみ	080-2125- 7483
22	あやめはうす小山	粟宮		○	○			(株)ランドマップ	090-8583- 4199
23	グローバルホーム7	大行寺			○				
24	グループホームいちごの花	粟宮			○				
25	ドクターわおん	神鳥谷			○				

制度名	サービス名	サービス内容
障害児支援給付	児童発達支援	未就学の障がい児が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を受けられます。
	保育所等訪問支援	現在、保育所等を利用中の障がい児に対して、保育所等を訪問し、保育所等における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが困難な障がい児に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

【 小山市内事業所のみ掲載 】

No.	事業者名	所在地	児童発達支援	放課後等デイサービス	訪問支援	法人名	電話番号
1	小山市こども発達支援センター たんぽぽ園	神鳥谷934-31	○	○		(社)小山市社会福祉協議会	25-1022
2	リズム園	羽川925-4	○	○	○		20-0238
3	森のリズム園	羽川776-1	○	○		(特非)発達支援 飛翔のもり	39-8722
4	花のリズム園	羽川776-1		○			39-8722
5	こどもサークル小山	神鳥谷1080	○	○			38-9200
6	こどもサークル小山東城南	東城南1-1-18	○	○		(株)サンノバルテ	28-8700
7	こどもサークル小山喜沢	喜沢1475 おやまゆうえんパーク エストウオーク ユーク エビル棟Y2-04区画	○				25-3300
8	こばんはうすさくら神鳥谷教室	神鳥谷5-2-16	○			(株)緑	32-6167
9	オハナ	東城南3-21-6		○		(有)中屋	38-7544
10	オハナ駅東通り	駅東通り3-35-12		○			35-6632
11	放課後等デイサービスかな	下国府塚607-1	○	○		(有)rise	37-9889
12	放課後等デイサービスかな土塔	土塔232-6		○			32-6636
13	ハッピーテラス小山教室	西城南5-24-13	○	○			39-7068
14	ハッピーテラス小山東	雨ヶ谷112-3	○	○		(株)アース	38-8112
15	ハッピーテラス小山中央	西城南4-20-9	○	○			38-7158
16	グローバルキッズメソッド 犬塚店	犬塚3-8-10		○			39-8405
17	グローバルキッズメソッド 東城南店	東城南1-1-7		○			27-8896
18	グローバルキッズメソッド 間々田店	乙女3-13-23		○			37-9883
19	グローバルキッズメソッド 小山駅東店	駅東通り2-11-1	○	○			39-6750
20	グローバルキッズメソッド 新小山駅東店	駅東通り2-11-1		○		ハッピーライフケア(株)	37-7067
21	グローバルキッズメソッド 西城南店	西城南5-3-1		○			39-7334
22	グローバルキッズメソッド 東城南店プラス	東城南1-12-20	○	○			37-7620
23	グローバルキッズメソッド 西城南店プラス	西城南2-12-16	○	○			38-6748
24	グローバルキッズメソッド 小山喜沢	喜沢1257	○	○			38-8653
25	グローバルキッズメソッド 新聞々田店	乙女3-13-10	○	○		ハピ°-ホールディングス(株)	39-7743
26	ブルーミングキッズこはる	花垣町1-1-1 瀬川第9ビル1F		○		(一社)心桜福祉会	38-9586
27	放課後等デイサービス ウイズ・ユー小山1組	城東6-4-20		○		エビデンスサポート(株)	32-6908
28	放課後等デイサービス ウイズ・ユー小山2組	城東2-18-21		○			37-9074
29	放課後等デイサービス ステップアップ	犬塚1-5-4	○	○		(株)星幸	37-9971
30	アンダンテ小山	城北5-7-1 101号室		○		(株)成美学園	38-7717
31	コペルプラス 小山喜沢教室	喜沢1263-1 エスパランサ喜沢1階北号室	○	○		(株)コペル	38-6950
32	コペルプラス 小山駅前教室	駅東通り1-2-17 TSビル12階	○				39-8628
33	多機能型重症児デイサービス Titta Oyama	乙女3-26-14	○	○		一般社団法人Burano	080-2555-0595
34	放課後等デイサービスたいよう	羽川10-10 村井アパート101,102		○		(株)結ケアリング	42-8801
35	サカフル小山店	外城字上台173-1		○		アリアケア(株)	39-8350
36	ほしのゆめ	駅南町6-26-6		○		(株)K	39-8350

## 相談支援事業所

制度名	サービス名		サービス内容
障害者 総合支援法	一 支 般 援 相 談	地域移行支援	病院・施設などから退院・退所する方に対して、住居の確保や地域生活への移行のための活動に関する相談支援を行います。
		地域定着支援	単身などで生活する障がいのある方へ、常時の連絡体制を確保し、緊急事態に必要な支援を行います。
	特定相談支援		自立支援給付(介護・訓練等給付)の給付決定について、サービス等利用計画の作成や関係者との連絡調整などを行います。
児童福祉法	障がい児相談支援		障がい児通所支援の給付決定について、障がい児支援利用計画の作成や関係者との連絡調整などを行います。

【 小山市内事業所のみ掲載 】

No.	事業者名	所在地	一 般 事 業 相 談 支 援	特 定 事 業 相 談 支 援	障 が い 児 相 談 支 援	電話番号
1	サンフラワーライフ	出井2151-11	○	○	○	37-8195
2	友井タクシー介護ステーション ふれあい(令和6年7月31日廃止予定)	城山町2-12-25		○	○	30-0840
3	相談支援事業所おやま	喜沢660	○	○	○	22-1198
4	指定相談支援事業所フリージア	羽川925-4		○	○	39-6012
5	小山相談支援センター ぼぼろ	向原新田99-9		○	○	38-9366
6	ライフサポートセンターきぬ	犬塚87-7		○		25-8111
7	ライフサポートセンターゆいねっと	乙女625-2	○	○	○	39-6088
8	相談支援事業所わくわくおやま	駅東通り3-9-6		○	○	39-6611
9	小山すずらん	本郷町2-8-21		○		35-2992
10	相談支援事業所 みどり	乙女795	○	○	○	080-1382-0528
11	相談支援事業所 すまいる	間々田750-1		○	○	45-7199
12	相談支援事業所 さくら	中央町2-2-21		○	○	22-9569
13	相談支援事業所 えいぐるの里	東島田2403-2		○	○	22-4561
14	相談支援事業所 いっきゅう(休止中)	出井759-24		○	○	22-4126
15	アシスト・ケア小山	喜沢23-18		○	○	23-9516
16	ソーシャルファーム 小山相談支援センター	城東2-8-19		○	○	39-6270
17	こどもさぽーと とともに	天神町1-4-31 前沢第3ビル2F北		○	○	39-6406
18	相談支援センターまどか	神鳥谷1-10-16	○	○	○	22-9835
19	相談支援事業所フラワー	天神町2-8-50 トーヨーハイツ201		○	○	30-4177

## 4. 経済的な支援

---

### 4.1. 手当

※各手当における手当月額は、2024年4月現在となっております。

#### (1) 特別障害者手当

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。

##### ア. 対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級程度の異なる障がい重複している方
- ② 身体障害者手帳1・2級程度の障がいおよび最重度の知的障がい等が重複している方
- ③ 身体または精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある方  
(内部障がいについては、診断書による)

※以下の場合を除きます。

- 障がい者本人または配偶者および扶養義務者について、前年の所得が所得制限限度額以上の場合。(所得制限限度額は扶養親族の数が0人の場合、本人3,604千円、配偶者および扶養義務者6,287千円となります。)
- 施設に入所中の場合。
- 継続して3か月を超えて入院している場合等。

##### イ. 支給内容

月額28,840円

2月・5月・8月・11月に前月までの分を支給 ※各月10日に振込み

##### ウ. 手続きに必要なもの

・認定請求書、所得状況届、認定診断書(手帳の写しで可能な場合有)、年金証書等の写し、手帳の写し、通帳の写し、個人番号カードまたは通知カードと写真入りの身分証明書(請求者等)。

##### エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

#### (2) 障害児福祉手当

身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

##### ア. 対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級の一部の方
- ② 療育手帳A1の方(但し、身障合併なし)
- ③ 身体または精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある方。  
(内部障がいについては、診断書による)

※以下の場合を除きます。

- 障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合。
- 障がい者本人または配偶者および扶養義務者について、前年の所得が所得制限限度額以上の場合。(所得制限限度額は扶養親族の数が0人の場合、本人3,604千円、配偶者および扶養義務者6,287千円となります。)
- 施設に入所中の場合等。

## イ. 支給内容

月額15,690円

2月・5月・8月・11月に前月までの分を支給 ※各月10日に振込み

## ウ. 手続きに必要なもの

・認定請求書、所得状況届、認定診断書(手帳の写しで可能な場合有)、手帳の写し、通帳の写し、個人番号カードまたは通知カードと写真入りの身分証明書(請求者等)。

## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (3) 特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対して支給されます。

### ア. 対象者

#### ①1級に該当する障がい程度

- ・ 身体障害者手帳1級および2・3級の一部の児童  
(内部障がいは診断書による)
- ・ 療育手帳A1・A2の児童
- ・ 上記と同程度の障がいがあると認められた児童

#### ②2級に該当する障がい程度

- ・ 身体障害者手帳3・4級の一部の児童  
(内部障がいは診断書による)
- ・ 療育手帳B1の児童(診断書により判定)
- ・ 上記と同程度の障がいがあると認められた児童

※以下の場合を除きます。

- 障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合(児童扶養手当は除く)。
- 障がい者本人または配偶者および扶養義務者について、前年の所得が所得制限限度額以上の場合。(所得制限限度額は扶養親族の数が0人の場合、本人4,596千円・配偶者および扶養義務者6,287千円となります。)
- 施設に入所中の場合等。

## イ. 支給内容

4月・8月・11月に4か月分がまとめて支給されます。 ※各月11日に振込み

- 1級  
障がい児1人につき月額55,350円
- 2級  
障がい児1人につき月額36,860円

## ウ. 手続きに必要なもの

・認定請求書に戸籍謄本、住民票、診断書(手帳所持者は、障がい程度によっては手帳の写しのみで可)、手帳の写し、通帳の写し、個人番号カードまたは通知カードと写真入りの身分証明書(請求者、児童等)。

## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624  
Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (4) 福祉手当(経過措置)

20歳以上の障がい者に対する福祉手当は、障害基礎年金および特別障害者手当の創設に伴い廃止されました。しかし、改正法施行日の前日(昭和61年3月31日)において福祉手当の受給資格を有する20歳以上の方で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方については、経過措置として、引続き従来の福祉手当が支給されます。

## ア. 対象者

昭和61年3月31日現在、福祉手当受給中の経過措置対象となっている方

## イ. 支給内容

月額15,690円  
2月・5月・8月・11月に前月までの分を支給 ※各月10日に振込み

## ウ. お問合せ窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624  
Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (5) 重度心身障がい児介護手当(障害児福祉手当とは併給不可)

身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童(20歳未満)の保護者に支給されます。

## ア. 対象者

- ①身体障害者手帳1・2級の方
  - ②療育手帳A1・A2の方
- ※以下の場合を除きます。
- 障害児福祉手当を受給している場合
  - 保護者が本市に住所を有しなくなった場合など

## イ. 支給内容

月額5,000円

7月・11月・3月にそれぞれ当該月分まで支給 ※各月13日に振込み

## ウ. 手続きに必要なもの

認定請求書、手帳の写し、通帳の写し。

## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (6) 難病等福祉手当

### ア. 対象者

栃木県から、特定医療費(指定難病)受給者証または一般特定疾患医療受給者証(※1)または小児慢性特定疾病医療受給者証(※2)を発行されている方に支給されます。

(毎年4月1日および10月1日の発行状況を確認します。)

### イ. 支給内容

1回の支給当たり6,000円

4月1日および10月1日に各受給者証を所持している方に支給 ※7月および1月の末日に振込み

### ウ. 手続きに必要なもの

- ・ 難病等福祉手当申請書
- ・ 特定医療費(指定難病)受給者証または一般特定疾患医療受給者証
- ・ または小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・ 通帳
- ・ 同意書

### エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

※1 特定医療費(指定難病)支給認定申請についての問い合わせ先

栃木県県南健康福祉センター 健康対策課 TEL 0285-22-1509

※2 小児慢性特定疾病医療費助成制度についての問い合わせ先

栃木県県南健康福祉センター 健康支援課 TEL 0285-22-0488

## (7) 児童扶養手当

### ア. 対象者

離婚や死別などでひとり親となった家庭、または父母のいずれかに重度の障がいがある家庭で、18歳になった年度末(児童に重度の障がいがある場合は20歳)までの児童を育てている父母、または父母に代わって児童を育てている方(養育者)。

※次のような場合は受給資格がありません。

- 児童が国内にいない場合
- 児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設に入所中の場合
- 児童を育てている人が扶養義務者(児童を育てている人の父母、祖父母、兄弟姉妹など)以外の異性と同居していたり、金銭的援助を受けている場合 等

[配偶者の障がいの程度]

- |   |   |
|---|---|
| ア | 両眼の視力の和が0.03以下のもの   |
| イ | 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの   |
| ウ | ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの                     |
| エ | 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの   |
| オ | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの   |
| カ | 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの   |
| キ | 両上肢の全ての指を欠くもの   |
| ク | 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの  |
| ケ | 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの   |
| コ | 両下肢を足関節以上で欠くもの  |
| サ | 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの   |
| シ | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいを有するもの                                    |
| ス | 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障がいを有するもの   |
| セ | 傷病が治らないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とする程度の障がいを有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの |

## イ. 支給内容

2024年度支払月:5月、7月、9月、11月、1月、3月

	受給資格者(父母または養育者)の所得制限限度額 (税法上の扶養親族1人の場合)			扶養義務者の所得 制限限度額(税法 上の扶養親族1人 の場合)
所得	870,000円未満	870,000円以上 2,300,000円未満	2,300,000 円以上	2,740,000円以 上
手当月額 (2024.4 ~)	45,500円	10,740円~ 45,490円	0円 (全部支給停止)	
児童加算額 (2024.4 ~)	児童2人の場合、5,380~10,750円を 所得に応じて加算 以下1人増すごとに、3,230円~6,450円を 所得に応じて加算			

※以下、税法上の扶養親族の数が1人増える毎に380,000円が限度額に加算されます。

## 手続きに必要な主なもの

- ① 申請者・児童の戸籍謄本  
(離婚日などが記載され、支給要件に該当する日が確認できる最新のもの)
- ② 申請者・児童・扶養義務者の個人番号が確認できるもの
- ③ 状況に応じて確認を求める書類  
(年金手帳、申請者及び児童の健康保険証、預金通帳、居住状況が確認できる書類等)
- ④ 状況に応じて提出が必要な書類(診断書、年金証書等)

※申請手続きの前に、担当課までお問合せください。

窓口にて詳しい制度の内容や必要書類等をご説明いたします。

## ウ. 申請窓口

小山市役所 3階、こども政策課 TEL 0285-22-9634

〈注〉

- ・手当については、申請請求した日の属する月の翌月分から支給となります(遡及しての申請はできません)。また、所得制限等により支給停止となる場合があります。
- ・支給要件に該当しなくなった場合は、喪失届を速やかに提出してください。

## 4.2. 年金

### (1) 障害基礎年金

#### ア. 受給要件

- ① 病気・けがのために身体の機能の障がい、精神の障がいなどがみられ、日常生活に著しい制限を受ける場合で、次の要件に該当する方。
  - ・原則として国民年金加入中に初診日があること

- ・ 一定の保険料納付済期間等があること
- ② 20歳未満に初診があり20歳に達したときに(障がい認定日が20歳以降のときは障がい認定日)身体の機能の障がい、精神の障がいなどの状態にある方。

## イ. 受給内容

等級	金額(令和6年度)	
	昭和31年4月2日以後生まれの方	昭和31年4月1日以前生まれの方
1級	年額1,020,000円	年額1,017,125円
2級	年額816,000円	年額813,700円

## ウ. お問い合わせ先

小山市役所 1階、国保年金課国民年金係 TEL 0285-22-9416 または、  
 栃木年金事務所 TEL 0282-22-4131(住所:栃木市城内町1-2-12)

## (2) 障害厚生年金・障害手当金

### ア. 受給要件

- ① 障害基礎年金の支給対象となる障がい、厚生年金加入期間中の初診日である病気・けがにより生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
- ② 障害基礎年金の支給対象には該当しない程度の障がいであっても、障害厚生年金の障がい等級表に該当するときは、障害厚生年金(3級)または、障害手当金(一時金)が支給されます。

### イ. お問い合わせ先

厚生年金:栃木年金事務所 TEL 0282-22-4131(住所:栃木市城内町1-2-12)  
 共済年金:各共済組合

## (3) 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障がいのある方に給付金を支給する制度です。

### ア. 対象者

次の①または②に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎1・2級相当の障がいにある方

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(夜間部、定時制、通信制等を除く。)
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者

### イ. 受給内容

等級	金額(令和6年度)
1級	月額55,350円

2級	月額44,280円
----	-----------

## ウ. お問い合わせ先

小山市役所 1階、国保年金課国民年金係 TEL 0285-22-9416 または、  
 栃木年金事務所 TEL 0282-22-4131(住所:栃木市城内町1-2-12)

## 4.3. 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者の方々の連携と相互扶助の精神に基づき、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がいのある方の将来に対し、保護者がいなく不安の軽減を図る制度です。(栃木県に住所を有する65歳未満で健康な方)

### ア. 加入要件

- ① 療育手帳所持者、または知的障がい(児)者と判定された方。
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級～3級までに該当する方。
- ③ その他、精神や身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記と同程度と認められる方。  
(精神疾患、脳性まひ、自閉症など)

### イ. 内容

- ・ 加入者掛金:年齢に応じ、1口、月額9,300円～23,300円。  
(35歳未満:9,300円、35歳～40歳未満:11,400円・・・→60歳～65歳未満:23,300円)
- ・ 加入者が死亡または重度障がいになったとき、障がいのある方に年金が支給されます。  
(1口につき、月額20,000円)
- ・ 加入者より先に障がいのある方が死亡した場合、加入期間が1年以上のものについては、加入期間に応じ、弔慰金(一時金)が支給されます。
- ・ 5年以上加入後に脱退したときは、加入期間に応じ、脱退一時金が支給されます。
- ・ 1人2口まで加入できます。  
※ なお、掛金を2ヶ月以上滞納した場合は、脱退となります。

### ウ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624  
 Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## 4.4. 所得税・住民税

### (1) 所得税・住民税の障がい者控除

対象者		所得税 (所得控除)	住民税 (所得控除)
特別障がい者	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円
普通障がい者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B1、B2 精神障害者保健福祉手帳2～3級	27万円	26万円
お問い合わせ窓口	確定申告・・・栃木税務署 TEL0282-22-0885		

	市県民税申告・・・市役所市民税課 TEL0285-22-9422 ※詳細については、上記までご連絡ください。
--	---

※相続税・贈与税の障がい者控除については、税務署へお尋ねください。

## 4.5. 生活福祉資金

### (1) 生活福祉資金の貸付(実施主体: 栃木県社会福祉協議会)

#### ア. 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、その他、現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者。

#### イ. 貸付資金の概要

- ① 生業を営むために必要な経費
- ② 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ③ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ④ 障がい者用自動車の購入に必要な経費
- ⑤ 住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ⑥ 負傷または疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑦ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)およびその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
- ⑨ 冠婚葬祭に必要な経費
- ⑩ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ⑪ 就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ⑫ その他日常生活上一時的に必要な経費

#### ウ. お問合せ窓口

小山市社会福祉協議会 TEL 0285-22-9501

## 4.6. 公共料金等の減免

### (1) NHK放送受信料の減免

全額免除と半額免除があり、対象者は次のとおりです。

		全額免除 〔障がい者の方を世帯構成員に有する場合〕	半額免除 〔障がい者の方が世帯主でかつ受信契約者の場合〕
対象者	身体障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	視覚・聴覚障がい者 重度の身体障がい者1～2級
	知的障がい者		重度の知的障がい者
	精神障がい者		重度の精神障がい者1級

手続きに必要なもの	・受信料免除申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか ・印鑑
お問い合わせ窓口	小山市役所、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624 Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370
実施主体	NHK宇都宮放送局TEL028-634-9155(代表)、FAX028-638-3819

※放送受信契約がされていることが条件となります。

## (2) 郵便料金の減免

※詳細については、日本郵便株式会社へお問合せください。

区分	内容	郵便料金	備考
点字等の郵便物	(1)視覚障がい者用点字郵便物と録音テープなどの録音物 (2)特別に適応したコンパクトディスク、点字用具、点字腕時計、白い杖及び録音装置のように視覚障害を克服するうえで盲人を支援するために作成され、または適用された各種の器具又は用具	無料	盲人の方、若しくは日本郵便株式会社が指定した施設から送付する場合
点字ゆうパック	点字のみを掲げたもの(日本郵便株式会社が定めて表示した条件を満たすもの)	サイズにより異なる	30kg以下
聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障がい者用ビデオテープその他の録音物(画像に字幕または手話を挿入したものを内容とする郵便物)	サイズにより異なる異なる	聴覚障がい者と指定施設との間で発受されるものに限る(30kg以下)
定期刊行物・第三种郵便差出の特例	身体障がい者団体が発行する定期刊行物	低料第三种郵便物扱	年4回定期発行、1回の発行部数が500部以上(日本郵便株式会社の承認が必要)
青い鳥郵便葉書の無償配布	通常郵便葉書を1人につき20枚配布する。(4月～5月頃最寄りの郵便局に申し込みが必要)	無料	【対象者】重度の身体障がい者(「1級」または「2級」の表記がある方。)または重度の知的障害者。(療育手帳に「A」「A1」「A2」の表記がある方。 【申し込み方法】 例年4月～5月頃最寄りの郵便局に窓口で、身体障害者手帳または療育

			手帳を提示して申し込む。(代理人による提出、郵送でも可)。
--	--	--	-------------------------------

### (3) 携帯電話の割引

障がい者の方々の更なる社会参加の促進を図るために、各携帯電話会社において基本使用料等が割引になるサービスが用意されています。

#### ア. 対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

#### イ. お問合せ先

各携帯電話会社へお問合せください。

### (4) 小山市公共駐輪場の定期券の減免

#### ア. 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳所持者

#### イ. 減免額

全額免除

#### ウ. 対象公共駐輪場

- ・小山駅東公共駐輪場
- ・城山町二丁目公共駐輪場
- ・新幹線高架下公共駐輪場
- ・思川駅南公共駐輪場
- ・思川駅北公共駐輪場
- ・間々田駅西公共駐輪場
- ・間々田駅東公共駐輪場
- ・小山中央公共駐輪場(ロブレ地下)

#### エ. 手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

#### オ. 申請窓口

申請は各駐輪場となります。利用される公共駐輪場(管理人)で、使用料減免申請書に記入。

#### カ. お問合せ先

直接、各駐輪場にお問い合わせください。

小山市役所 2階、市民生活安心課 TEL 0285-22-9283

(5) 無料番号案内

区分		対象
身体障害者手帳所持者	視覚障がい	1～6級
	肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1・2級
	聴覚障がい ※	2・3・4・6級
	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい ※	3・4級
療育手帳所持者		全て対象
精神障害者保健福祉手帳所持者		全て対象
戦傷病者手帳所持者	視力の障がい	特別項症～第6項症
	上肢の障がい	特別項症～第2項症
	聴覚障がい ※	第2・第4項症
	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい ※	第1・第2・第4項症・

※詳細については、

NTT東日本:ふれあい案内担当へ(フリーダイヤル0120-104174)

KDDIの固定電話サービスをご利用の方:KDDIエボルバ:スマイル案内事務局へ(フリーダイヤル0120-994-950)

ソフトバンクの携帯電話をご利用の方:日本マルチメディアサービス株式会社:スマイルコール総合案内へ(047-390-7029)

※聴覚障害・音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がいは、NTT東日本:ふれあい案内のみとなります。

## 5. 医療

### 5.1. 医療

身 知 精

#### (1) 重度心身障がい者医療費助成

心身に重度の障がいをお持ちの方が、医療機関に受診した際に支払う自己負担分の一部について、助成します。

#### ア. 対象者

- ・ 身体障がいの程度が身体障害者手帳の1・2級と認定された方
- ・ 知的障がいの程度が療育手帳のA1・A2と判断された方、または知能指数IQ35以下の方
- ・ 知的障がいの程度が知能指数IQ36～50以下(B1)であって、身体障がいの程度が3～4級の障がいと重複している方
- ・ 精神障がいの程度が精神障害者保健福祉手帳の1級と認定された方

#### イ. 助成額

保険診療の自己負担金のうち、各医療保険から支給される分(高額療養費、付加給付金、高額介護合算療養費等)を除いた金額を助成します。

ただし、65歳以上75歳未満の対象者(後期高齢者医療加入者を除く)における令和6年3月までの受診分の助成額については、総保険診療費の1割に相当する額(付加給付等があるときは、当該付加給付等の額を控除して得た額と当該1割に相当する額のいずれか低い額)となります。

なお、医療保険が適用されないもの(文書料や予防接種代等)や、入院時食事療養費は対象外です。また、他制度の公費負担を受ける部分、健康保険組合等からの付加給付金等を除いた額が助成額となります。

#### ウ. 手続きに必要なもの

- ① 重度心身障がい者医療費受給資格証交付申請書
- ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳
- ③ 医療保険証
- ④ 預金通帳

#### エ. 届出

\*次のような場合、受給資格証等を持参し届出をしてください。

- ・ 住所、氏名、加入保険、口座に変更があった場合。
- ・ 転出、死亡その他受給資格がなくなった場合。
- ・ 生活保護法による保護になった場合。
- ・ その他変更があった場合。

#### オ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

または各出張所

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370



## (2) 更生医療(自立支援医療)

身体障がい者が、手術等によって障がいの除去・軽減を図る際の医療費に対する公費による医療給付制度です。

※障害者総合支援法に基づく支給決定が必要です。

### ア. 対象者

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で手術等により障がい除去・軽減されると判定された方

#### (ア) 対象医療の具体例

障害区分	対象となる医療の具体例
視覚障害	網膜剥離手術、水晶体摘出手術、虹彩切除術、角膜白斑角膜移植術、など
聴覚平衡機能障害	形成術等(外耳性難聴)、穿孔閉鎖術、鼓膜剥離術、耳管開通処置、慢性の炎症に対する処置、変形癒着等に対する外科的処置、人口内耳術など
音声・言語・そしゃく機能障害	人口咽喉術、食道音声の取得訓練、歯科矯正術
肢体不自由	関節授動術、関節形成術、人口関節(骨頭)置換術、関節固定術、関節制動術、腱延長術、腱移植術、運動神経切除・遮断術、皮膚移植、理学療法、作業療法、物理療法、装具療法、など
心臓機能障害	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、除細動器埋込術、冠動脈バイパス術、人工血管植込術、心臓移植術、など
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法を含む)など
肝臓機能障害	肝臓移植術(抗免疫療法を含む)など
小腸機能障害	中心静脈栄養法、など
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整法、など

#### (イ) 有効期間

通常は概ね3ヵ月以内の期間となります。ただし、長期にわたって治療を継続しなければならない下記の場合(「重度かつ継続」に該当)は、最長1年間の有効期間をとることができます。

- ① 腎臓機能障害における人口血液透析(自己連続式腹膜灌流CAPDを含む)
- ② 腎臓移植後の抗免疫療法
- ③ 肝臓移植後の抗免疫療法
- ④ 免疫機能障害における抗HIV療法等
- ⑤ 小腸機能障害における中心静脈栄養法
- ⑥ 唇顎口蓋裂等に起因するそしゃく機能障害に対して行われる歯科矯正治療

## イ. 利用者負担額

原則として医療費の1割および入院時の食費

※所得等に応じて下記のとおり上限が決められていて、負担が重すぎないようにしています。  
※世帯の範囲は同一の保険加入者全てになります。

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で、障がい者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間1	住民税課税世帯で、市民税額(所得割)が3万3千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 (※「重度かつ継続」に該当する場合は5,000円)
中間2	住民税課税世帯で、市民税額(所得割)が3万3千円以上23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 (※「重度かつ継続」に該当する場合は10,000円)
一定以上	住民税課税世帯で、市民税額(所得割)が23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外 (※「重度かつ継続」に該当する場合は20,000円)

## ウ. 手続きに必要なもの

- ① 自立支援医療費(更生医療)支給申請書
- ② 自立支援医療(更生医療)意見書(※文書代は自己負担です)
- ③ 健康保険証(受診者と同じ医療保険に加入している者全員分)
- ④ 特定疾病療養受療証(人工透析を導入した方)
- ⑤ 課税証明書等(小山市外から転入された方のみ)
- ⑥ 公的な年金を受給している場合、年金額がわかるもの
- ⑦ 個人番号カードまたは通知カードと写真入りの身分証明書

## エ. 届出

住所、氏名、加入保険、担当医療機関等に変更があった場合は、届出をしてください。

## オ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

### (3) 精神通院医療(自立支援医療)

精神疾患の治療のため通院する場合に、その費用について公費負担する制度です。

※障害者総合支援法に基づく支給決定が必要です。

精神障害者保健福祉手帳を診断書(精神保健福祉手帳用)で申請される場合に、診断書に記載があれば同時申請が可能です。(入院の方を除く。)その場合、診断書(精神通院医療用)は不要です。

受給者証交付には2ヵ月ほどかかります。

## ア. 対象者

精神疾患で継続的に通院している方。公費負担の対象は、精神疾患の治療や投薬に限ります。

## イ. 利用者負担額

1割(低所得者世帯等については、利用者負担額が軽減されます。)

## ウ. 手続きに必要なもの

- ① 自立支援医療費(精神通院)支給申請書
- ② 診断書(精神通院医療用)(2年に1度必要。自立支援指定医療機関で要記載、文書代は自己負担。診断書(精神保健福祉手帳用)で精神障害者保健福祉手帳と同時申請をする場合は省略可。)
- ③ 健康保険証
- ④ 同意書
- ⑤ 課税証明書等(小山市外から転入された方のみ)
- ⑥ 公的な年金を受給している場合、年金額がわかるもの
- ⑦ 個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードもしくはマイナンバー入り住民票と写真入りの身分証明書
- ⑧ 18歳以上の同一保険加入者の個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードもしくはマイナンバー入り住民票

## エ. 届出

住所、氏名、加入保険、担当医療機関等に変更があった場合は、届出をしてください。

## オ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (4) 育成医療(自立支援医療)

身体に障がいのある児童に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療に係る公費による医療給付制度です。

※障害者総合支援法に基づく支給決定が必要です。

### ア. 対象者

- ・ 18歳未満の身体に障がいのある児童
- ・ 現存する疾患がこれを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童であり、確実に治療効果が期待できるもの

### イ. 利用者負担額

月額500円(低所得者世帯等については、利用者負担額が軽減されます。)

### ウ. 手続きに必要なもの

- ① 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書
- ② 自立支援医療(育成医療)意見書(※文書代は自己負担です)
- ③ 健康保険証(お子さんと同じ医療保険に加入しているご家族全員分)
- ④ 課税証明書等(小山市外から転入された方のみ)
- ⑤ 個人番号カードまたは通知カードと写真入りの身分証明書

## エ. 届出

住所、氏名、加入保険、担当医療機関等に変更があった場合は、届出をしてください。

## オ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (5) 後期高齢者医療

65歳以上75歳未満の方のうち、一定の障がいがある方で、栃木県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度により医療を受けることができます。(任意加入)

保険料、負担割合など個々により差があります。収入に応じて、保険料がかかります。医療機関等の窓口での支払いは、かかった医療費の1割か2割、または3割となります。

## ア. 対象となる障がいの程度

- ・身体障害者手帳1級～3級および4級の一部
- ・療育手帳「A」
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・国民年金法等における障害年金1・2級

## イ. 手続きに必要なもの

- ① 障がいを証明する書類  
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書など)
- ② 現在加入している医療保険の被保険者証
- ③ マイナンバー(個人番号)が確認できるもの
- ④ 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

## ウ. 申請窓口

小山市役所 1階、国保年金課後期高齢者医療係 TEL 0285-22-9413

## 5.2. はり・きゅうなど

### (1) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成

高齢者および身体障がい者の健康保持と心身の安定を図り、福祉の増進に資するため、保険適用外のはり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術に対して助成を行います。

#### ア. 対象者

市税に未納のない方で下記のどちらかの要件に該当する方

- ① 年度の初日において年齢が70歳以上の高齢者の方
- ② 年度の初日において年齢が65歳以上で身体障害者手帳1～2級に該当する方

#### イ. 助成額

1回800円の助成券を年間6枚交付

#### ウ. 手続きに必要なもの

- ① はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成券交付申請書
- ② 補助金・貸付金申請者市税納付状況調査書
- ③ 身体障害者手帳(対象者②に該当する方)

#### エ. 申請窓口

小山市役所 3階、高齢生きがい課生きがい推進係 TEL 0285-22-9617

または、各出張所

※詳細については、高齢生きがい課にお問合せください。

## 6. 外出

### 6.1. 運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者とその介護者は、運賃が割引になる場合があります。

各交通機関において手帳を提示して購入していただくことになります。詳細については各交通機関にお問合せください。

#### (1) JR旅客運賃割引:各駅窓口

**身 知**

手帳区分	割引対象等	割引率
身体障害者手帳:1種 療育手帳:A判定	普通乗車券(本人単独の場合は片道100km超)、回数券、定期券、普通急行券、障がい者用Suica、障がい者用PASMOについて、本人と介護者(障がい者用Suica及び障がい者用PASMOは大人のみ)	50%
身体障害者手帳:2種 療育手帳:B判定	普通乗車券(片道100km超)は、本人のみ 定期券(障がい者が12歳未満の場合、介護者のみ割引)	

※小山駅基準(片道100km超)として、概ね、北は新白河、南は横浜をこえた場合が対象。  
(詳しくはJR窓口でお尋ねください)

#### (2) バス運賃割引:各営業所

**身 知**

手帳区分	割引対象等	割引率
身体障害者手帳:1種 療育手帳:A判定	普通運賃について、本人と介護者 ただし、定期券の購入は3割引です	50%
身体障害者手帳:2種 療育手帳:B判定	普通運賃について、本人のみ ただし、定期券の購入は3割引です	

#### (3) 航空運賃割引:各航空会社、または旅行会社

**身 知 精**

手帳区分	割引対象等	割引率
身体障害者手帳 療育手帳	普通運賃について、本人と介護者(対象:満12歳以上) 但し、一部の航空会社では条件により介護者割引がない場合があります。	割引額は、各航空事業者または路線による
精神障害者保健福祉手帳	一部航空会社の普通運賃について本人と介護者 (対象:満12歳以上)	

## 身 知

### (4) 有料道路における障がい者割引

身体障害者手帳または療育手帳に、割引の対象である証明をオンライン申請または福祉総務課で事前登録を受け、ETC無線通行(ノンストップ走行)または料金支払い時に、その証明を料金所で掲示すると、有料道路の通行料金が半額になります。

事前登録できる自動車は、障がい者1人につき一定の要件を満たした1台です。

#### ア. 対象者

- ① 第2種身体障害者手帳所持者 ……本人運転のみ可能
- ② 第1種身体障害者手帳所持者、療育手帳(A1・A2)所持者  
……本人および介護者の運転でも可能

#### イ. 必要書類

##### (ア) 窓口申請の場合(インターネット等のご利用が出来ない方など)

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
- ② 自動車検査証または軽自動車届出済証
- ③ 運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)
- ④ ETCを利用する場合には、以下の申請も必要になります。
  - ・ETCカード(障がい者本人名義のもの)
  - ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)

##### (イ) オンライン申請の場合(自動車をETC登録されている方でETC利用を申請される方など)

- ① マイナンバーカード
- ② 「マイナポータル」への登録

【オンライン申請受付サイト】

<https://www.expressway-discount.jp>

#### ウ. 対象となる自動車等

- ① 対象自動車は、「自家用・事業用の別」欄の自家用が対象(事業用は対象外)
- ② 車種要件(「車検証」において以下の事項を満たしていること)
  - 【乗用自動車】…「用途」欄に「乗用」と記載されているもので乗車定員が10人以下のもの。
  - 【貨物自動車】…「用途」欄に「貨物」と記載されているもので後部座席が設置され乗車定員が4人～10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないものまたは乗車設備と荷台が仕切られているもので、最大積載量が500kg以下のもの。
  - 【特種用途自動車】…「用途」欄に「特種」と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障がい者輸送車またはキャンピング車のいずれかが記載されているもので乗車定員が10人以下のもの。
  - 【二輪自動車】…総排気量が125ccを超えるもの。
- ③ 所有者要件(個人名義のものに限ります。)
  - 【障がい者本人の方が運転する場合】

- ・本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者並びに同居の親族等が所有する自動車

【障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合】

- ・本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者並びに同居の親族等が所有する自動車
- ・上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者本人を日常的に継続して介護している方が所有する自動車

## エ. 割引有効期間

割引有効期間は、新規および変更の申請時においては、その手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。

※更新申請は、割引有効期限の2ヶ月前から、割引有効期限の前日まで行うことができます。

※更新申請期間における、変更の場合の有効期間は、その手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日までとなります。

## オ. 申請窓口

小山市役所2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## カ. お問い合わせ先(実施主体)

東日本高速道路(株)NEXCO東日本お客さまセンター

TEL0570-024-024、03-5308-2424

【有料道路における障害者割引ページ】

[https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc\\_dis\\_handicapped/](https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_handicapped/)

【オンライン申請受付サイト】

<https://www.expressway-discount.jp>

## キ. その他

有料道路における障がい者割引制度の見直しが大幅にされておりますので【有料道路における障害者割引ページ】または【有料道路における障害者割引制度のご案内】を必ずお読みください。

※不正利用されますと割引停止期間等の違反行為に対する措置がございます。

## 6.2. 自動車・交通割引等



### (1) 福祉タクシー利用助成券・補助券

心身の障がいにより、バスや電車等の通常の交通機関を利用することが困難な心身障がい者の方が、タクシーを利用した場合に、その経費の一部を助成します。

#### ア. 対象者

- ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方

## イ. 助成券で基本料金相当額を、補助券で100円(2枚まで)を助成

- ・福祉タクシー助成券(年間60枚)、福祉タクシー補助券(年間120枚)
- ・腎臓機能障がい者は、福祉タクシー助成券(年間100枚)、福祉タクシー補助券(年間200枚)

## ウ. 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳

## エ. その他

- ・毎年4月1日から、該当年度1年分として福祉総務課窓口で交付しています。
- ・年度内の再交付はできませんので、紛失しないようご注意ください。

## オ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624  
Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370  
※この他にも、タクシー会社による料金割引があります。(1割引)

## (2) 軽自動車税(種別割)の減免

小山市では、障がい者の方本人が使用する軽自動車、または生計を一にする方が障がい者の方のために使用する軽自動車等については、軽自動車税(種別割)が減免されます。

※普通自動車税(種別割)で減免を受けている方は、重複して軽自動車の減免は受けられません。

## ア. 対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

## イ. 手続きに必要なもの

- ・運転免許証
- ・車検証
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

## ウ. 申請期間

4月1日(4月1日が休日の場合には次の開庁日)～納期限の日(土日、祝祭日を除く)となります。この期間を過ぎた場合は、減免は受けられなくなりますのでご注意ください。4月2日以降に登録された車体の軽自動車税(種別割)は翌年度からの課税となりますので、翌年度の申請期間にご申請ください。詳しくは、窓口までお問合せください。

## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、資産税課 TEL 0285-22-9436

### (3) 自動車税(種別割)・自動車(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の割引

栃木県では、身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障がいのある方のために使用される自動車については、一定の要件のもとに自動車税(種別割)の減免や自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の免除を行っています。

- ① 障がい者本人が運転する自動車
- ② 障がい者の方と生計を一にしている方、または障がい者の方を常時介護する方が運転する自動車

#### ●常時介護証明書の交付条件

- ア. 常時介護証明書発行は、心身障害者の要件を満たした手帳をお持ちの方が小山市に住民票がある方。
- イ. 継続(少なくとも1年以上)して日常的(週3回以上)に障害者の通院・通所・通勤・通学のために常時介護する者が運転を行っている場合。
- ウ. 障害のある方を常時介護する方が所有(登録)し、障害のある方を常時介護する方が運転する自動車(障害のある方が同乗して使用される必要があります)で継続(少なくとも1年以上)して日常的(週3回以上)に障害者の通院・通勤・通学・通所・通園のために常時介護する者が運転を行っている場合に使用している自動車の自動車税を減免が受けられる場合がございます。

#### ●常時介護証明の申請に必要なもの

1. 身体障害者手帳又は療育手帳
  2. 印鑑(障害者本人及び運転者の二名分)
  3. 車検証(新・古車購入により無い場合は、契約書等を代わりにコピー)
  4. 運転者の運転免許証(コピーの場合は両面必要)
  5. 証明書(通院・通勤・通学・通所・通園)
  6. 自動車運行計画書
  7. 誓約書
- ※5～7の用紙は小山市福祉総務課窓口(2階)でお渡ししています。

#### ア. 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※それぞれの手帳の等級、障がい名により、減免等の対象が異なりますので、詳細については、県税事務所にお問合せください。

**イ. 申請窓口** 栃木県税事務所 TEL0282-23-3411 栃木市神田町6-6

 は、本人運転。
  は、本人運転または生計を一にしている方、常時介護する方が運転。

障がいの部分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい							
聴覚障がい							
平衡機能障がい							
喉頭摘出による音声機能障がい							
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障がい							
じん臓機能障がい							
呼吸器機能障がい							
ぼうこうまたは直腸機能障がい							
小腸機能障がい							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい							
肝臓機能障がい							

※2つ以上の障がいが重複し、手帳の級別の表示が上の級(1級以外)になっている場合は、個別の障がいにより判断します。

**(4) 駐車禁止地帯の駐車許可**

県公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車」の標章の交付を受けた方は、県公安委員会が駐車を禁止した場所での必要最小限の駐車が可能になります。

ただし、駐停車禁止場所や法定の駐車禁止場所には駐車はできません。

**ア. 対象者**

身体障害者手帳および戦傷病者手帳の交付を受け歩行が困難な方で、自動車を使用している方

※標章の交付条件・申請方法等については、事前に警察署にお問合せください。

**イ. お問合せ窓口**

小山警察署 代表電話 0285-31-0110

## (5) 福祉有償運送

公共交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障がい者などの方を対象に、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、有償により行う車による移送サービスです。

### ア. 対象者

身体障がい者の方や要介護認定を受けた方が利用することができます。また、利用するには、福祉有償運送実施している団体への会員登録が必要となります。

### イ. お問い合わせ先

直接、下記の事業者へお問い合わせください。

2023年4月1日現在小山市に登録されている事業者

事業者名	住所	電話番号
社会福祉法人パステル	野木町大字丸林407-22	0280-54-1387
特定非営利法人あじさい	小山市大字土塔247-32	0285-27-0070

## 6.3. 博物館等入館割引

### (1) 博物館、美術館等

博物館、美術館等の入館料金が割引になる施設がありますので、各施設にお問い合わせください。

## 7. 選挙

### 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、または介護保険被保険者証をお持ちの方で、表1の要件に該当する(原則自書できる)方は、ご自宅等で郵便等による投票ができます。

また、表1の要件に該当し、自書できない方で、かつ、表2の要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理人(選挙権を有する方)に代理記載を依頼することができます。

◆表1 郵便等による不在者投票を利用できる方		
手帳の種類	障がいまたは要介護状態の程度	
(1) 身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
(2) 戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症
(3) 介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5
◆表2 代理記載制度を利用できる方		
手帳の種類	障がいの程度	
(1) 身体障害者手帳	上肢、視覚の障がい	1級
(2) 戦傷病者手帳	上肢、視覚の障がい	特別項症から第2項症

※手続等の詳細につきましては、小山市選挙管理委員会(TEL0285-22-9481)へお問い合わせください。

## 8. 地域生活の支援

### 8.1. 補装具および日常生活用具

#### (1) 補装具の交付・修理(自立支援給付)

身体の欠損または損なわれた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具の購入や修理をする場合に要した費用の一部を支給を行う制度です。

※障害者総合支援法に基づく支給決定が必要です。

#### ア. 対象者

- ① 身体障害者手帳の交付を受けた者または児童      ② 難病患者等

区分	品目		補装具の種類
視覚障害	視覚障害者安全つえ		普通・携帯用・身体支持併用
	義眼		レディメイド・オーダーメイド
	眼鏡		矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡
聴覚障害	補聴器		高度難聴用ポケット型・高度難聴用耳掛け型・重度難聴用ポケット型・重度難聴用耳掛け型・耳あな型・骨導式ポケット型・骨導式眼鏡型・
	人工内耳		音声信号処理装置(修理のみ)
肢体不自由者・児	義肢	義手	(殻構造義手・骨格構造義手)肩義手・上腕義手・肘義手・前腕義手・手義手・手部義手・手指義手
		義足	(殻構造義手・骨格構造義手) 股義足・大腿義足・膝義足・下腿義足・果義足・足根中足義足・足指義足
	装具	下肢装具	長下肢装具・短下肢装具・靴型装具・足底装具・股装具・先天性股脱装具・内反足装具・ツイスター・膝装具
		体幹装具	頸椎装具・胸椎装具・腰椎装具・仙腸装具・側弯矯正装具
		上肢装具	肩装具・肘装具・手背屈装具・長対立装具・短対立装具・把持装具・MP(屈曲および伸展)装具・指装具・BFO(食事動作補助器)
	歩行器		六輪型・四輪型(腰掛つき)・四輪型(腰掛なし)・三輪型・二輪型・固定型・交互型
	車いす		普通型・リクライニング式普通型・ティルト式普通型・リクライニングティルト式普通型・手動リフト式普通型・前方大車輪型・リクライニング式前方大車輪型・片手駆動型・リクライニング式片手駆動型・レバー駆動型・手押し型・リクライニング式手押し型・リクライニングティルト式手押し型

	電動車いす	普通型・手動兼用型・リクライニング式普通型・電動リクライニング式普通型・電動リフト式普通型・電動ティルト式普通型・電動リクライニングティルト式普通型
	歩行補助つえ	松葉づえ・カナディアンクラッチ・ロフストランドクラッチ・多点杖・プラットホーム杖
	座位保持装置	
	重度障がい者用意思伝達装置	
肢体不自由児のみ	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具	

## イ. 利用者負担額

原則、基準額内の1割負担となります。ただし、世帯の課税状況に応じて、負担上限額が設定されています。(基準額を超えた分は10割自己負担になります。)

※障がい者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には補装具費の支給対象とはなりません。(一定所得以上の場合とは、本人または世帯員のうち市民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)

### 【月額負担上限額】

区分	世帯の課税状況等	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯であって、市民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円未満の世帯	37,200円
制度対象外	市民税所得割額が46万円以上の世帯	対象外

## ウ. 手続きに必要なもの

- ① 補装具交付・借受け・修理支給申請書
- ② 補装具費支給医師意見書(文書代は自己負担です。)
- ③ 身体障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証等
- ④ 個人番号カードまたは通知カードと写真入りの身分証明書



## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

※補装具を作る事業者を申請時にお伝えください。

※補装具には耐用年数が決められており、原則、耐用年数内の再給付はできません。

※補装具の種類、給付年数により、医師の意見書が必要な場合があります。

※申請前に購入、修理した場合は、全額利用者負担となりますのでご注意ください。

※介護保険の認定を受けている方は、介護保険制度が優先になります。

## (2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象として、難聴児の健全な発達を支援するために、補聴器の購入費用の一部を助成します。

### ア. 対象者

以下の要件を全て満たす方

- ①小山市内に住所を有する、18歳未満の方
- ②補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ③身体障害者手帳交付の対象とならない方で、原則、聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方
- ④市民税所得割額が46万以上の課税者がいない世帯に属する方
- ⑤他の制度により補聴器の購入費の助成または給付等を受けていない方

### イ. 助成内容

◆助成基準額:補装具の基準額に準ずる

(例)高度難聴用ポケット型(46,640円+(イヤーマールド10,070円))  
高度難聴用耳かけ型(49,184円+(イヤーマールド10,070円))

◆助成額:助成基準額の範囲内の額で、概ねその3分の2

## (3) 日常生活用具の給付(地域生活支援事業)

在宅の重度障がい(児)者の日常生活をやすくするため、日常生活用具の給付等を行う制度です。

### ア. 利用者負担額

原則、基準額内の1割負担となります。ただし、世帯の課税状況に応じて、負担上限額が設定されています。(基準額を超えた分は10割自己負担になります。)

※障がい者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には日常生活用具の給付の支給対象とはなりません。(一定所得以上の場合とは、本人または世帯員のうち市民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)

#### 【月額負担上限額】

区分	世帯の課税状況等	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯であって、市民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円未満の世帯	37,200円
制度対象外	市民税所得割額が46万円以上の世帯	対象外

### イ. 手続きに必要なもの

- ② 日常生活用具給付申請書
- ③ 身体障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証

- ④ 用具を購入する業者が分かるもの(※事前に業者を決めてきてください)
- ⑤ 日常生活用具給付意見書・診断書(用具の種類により必要な場合があります)
- ⑥ 課税証明書(1月1日以降に転入した場合)

## ウ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624  
 Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370  
 ※日常生活用具には耐用年数が決められており、原則、耐用年数内の再給付はできません。  
 ※日常生活用具の種類により、医師の意見書が必要な場合があります。  
 ※介護保険の認定を受けている方は、介護保険制度が優先になります。

## エ. 種類および対象者

日常生活用具の種類および対象者等一覧表

	種 目	対象者	性 能	年 齢 等	耐 用 年 数	基 準 額	条 件 等
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (介護保険優先)	下肢または体幹機能障がい2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	学 齢 児 以 上 で、常 時 介 護 を 有 する 者	8 年	154,000 円	原則として在宅
	特殊マット (介護保険優先)	難病患者で寝たきりの状態にある者 (要診断書)	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	3歳以上	5 年	19,600 円	
	体位変換器 (介護保険優先)		介助者が障がい者・難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	学 齢 児 以 上 で、常 時 介 護 を 有 する 者	5 年	15,000 円	
	移動用リフト (介護保険優先)	下肢または体幹機能障がい2級以上  難病患者で下肢または体幹機能に障がいのある者 (要診断書)	介護者が重度身体障がい者・難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。  ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	3歳以上	4 年	159,000 円	
	訓練用ベッド		腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	3 歳 以 上	5 年	159,200 円	
	訓練いす		原則として付属のテーブルを備えたもの	3 歳 以 上	5 年	33,100 円	
	入浴担架	下肢または体幹機能障がい2級以上	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	3歳以上	5 年	82,000 円	

	種 目	対象者	性 能	年 齢 等	耐 用 年 数	基 準 額	条 件 等
	特殊尿器 (介護保険優先)	下肢または体幹機能障がい1級  難病患者で自力で排尿ができない者 <u>(要診断書)</u>	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者・難病患者または介護者が容易に使用し得るもの	学齢児以上	5年	67,000円	
自立支援給付	入浴補助用具 (介護保険優先)  ①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内いす ④入浴台 ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ	下肢または体幹機能障がい者で入浴に介助を必要とする者  難病患者で入浴に介助を必要とする者 <u>(要診断書)</u>	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者・難病患者または介護者が容易に使用し得るものただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く	3歳以上	8年	90,000円	原則として在宅
	頭部保護帽	平衡機能障がい者 下肢障がい者 体幹機能障がい者 知的障がい者 (A1,A2) 精神障がい者 難病患者であり、 重度または最重度で てんかんの発作等 により頻繁に転倒 等により頭部を強 打する恐れのある 者  <u>(要意見書※難病患者は要診断書)</u>	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの  スポンジ、革を主材料に製作したものか、スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの	—	3年	36,750円	
	特殊便器	下肢または体幹機能障がい2級以上または重度の知的障がい児・者  難病患者で常時介護を有する者 <u>(要診断書)</u>	障がい者・難病患者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる)  ただし、取替えにあたり、住宅改修を伴うものを除く	学齢児以上	8年	4,450円	
	T字状・棒状の杖	上肢障がい2級以上  難病患者で上肢機能に障がいのある者 <u>(要診断書)</u>	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの  ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く	学齢児以上	8年	151,200円	
	T字状・棒状の杖	視覚障がい、平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいで、2級以上 <u>(要意見書)</u>	T字状・棒状の杖で、木製または軽金属製であるもの	学齢児以上	3年	3,000円	

	種 目	対象者	性 能	年 齢 等	耐 用 年 数	基 準 額	条 件 等
	移動・移乗支援用具 (介護保険優先)	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者  ・難病患者で下肢に障がいのある者 <u>(要診断書)</u>	手すり、スロープ等であること  転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具  ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く	3歳以上	8年	60,000円	
	電磁調理器	視覚障がい2級以上または重度の知的障がい者で、障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上	6年	41,000円	
自立支援給付	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上	10年	7,000円	原則として在宅
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	18歳以上	10年	87,400円	
	火災警報器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯で以下の手帳を有する者  身体障がい者1、2級 (ただし聴覚障がいについては4級以上)  知的障がい者A1、A2  精神障がい者1級	室内の火災を煙(または熱)により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	—	8年	15,500円  (上限の範囲内で、複数個の給付可。ただし、聴覚障がい者については31,000円。)	
	自動消火器	条件同上  火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯 <u>(要診断書)</u>	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火するもの	—	8年	28,700円	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	人工透析を必要とする自己連続携行式腹膜灌流患者で腎臓機能障がい3級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	3歳以上	5年	51,500円	
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上  身体障害者手帳3級以上の所持者で	障がい者・難病患者が容易に使用し得るもの	—	5年	36,000円	

	種 目	対象者	性 能	年 齢 等	耐 用 年 数	基 準 額	条 件 等
	電気式たん吸引器	必要と認められる者 (要意見書)				56,400円	
	電気たん吸引器・ ネブライザー一体型	難病患者で呼吸器に障がいのある者 (要診断書)				92,400円	
	パルスオキシメーター	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者(要診断書)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	—	5年	157,500円	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	—	10年	17,000円	
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上で盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上	5年	9,000円	
	盲人用体重計			18歳以上		18,000円	
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障がい者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいがある者	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上	5年	98,800円	原則として在宅
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上(本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上	5年	63,100円	
	点字器	視覚障がい者	①標準型 ・32×18 両面書真鍮板製 ・32×18 両面書プラスチック製 ②携帯用 ・32×4 両面書アルミ製 ・32×12 両面書プラスチック製	学齢児以上	7年	10,400円	

	種 目	対象者	性 能	年齢等	耐用年数	基準額	条件等
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	①音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上	6年	85,000円	
	点字ディスプレイ	視覚障がいまたは聴覚障がいの障がい別等級が2級以上	コンピュータの画面の文字情報等を点字等により示すことのできるもの	18歳以上	6年	383,500円	
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上	6年	115,000円	
情報・意志疎通支援用具	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	読みたいものを拡大して映し出せるもの	学齢児以上	8年	198,000円	原則として在宅
	盲人用時計	視覚障がい2級以上なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円	
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者または音声機能もしくは言語機能障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話(回線)に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	学齢児以上	6年	50,000円	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書 点字図書で年間6タイトル、または、24巻以内で、かつ、年間60,000円の購入金額を限度とする 厚生労働大臣が必要と認めた額(証明書に記載されている自己負担額)を、出版施設に申し込み時に支払うものとする				

	種 目	対象者	性 能	年 齢 等	耐 用 年 数	基 準 額	条 件 等
	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者であ って、本装置により テレビの視聴が可 能になる者	字幕および手話通訳付き の聴覚障がい者用番組並 びにテレビ番組に字幕およ び手話通訳の映像を合成 したものを画面に出力する 機能を有し、かつ、災害時 の聴覚障がい者向け緊急 信号を受信するもので、聴 覚障がい者が容易に使用 し得るもの	学齢児 以上	6 年	88,900 円	
	人工咽頭	咽頭摘出者	(笛式) 呼吸によりゴム等 の膜を振動させ、ビニール 等の管を通じて音源を口 腔内に導き構音化するもの  (電動式) 顎下部等にあて た電動板を駆動させ、経皮 的に音源を口腔内に導き 構音化するもの	—	4 年	70,000 円	
	情報・通信支援用 具	上肢または視覚障 がい2級以上	障がい者向けのPC周辺機 器や、アプリケーションソフト等	学齢児 以上	4 年	80,000 円	
排泄管理支援用具	ストマ装具	膀胱機能障がい・ 直腸機能障がいによりストマを増設し た者	蓄便袋 蓄尿袋	—	—	蓄便袋 8,600 円/月 蓄尿袋 11,300 円/月	原則として在宅
		下記のいずれかに 該当する者 (要意見書)	紙おむつ	3歳以上	—	12,000 円/月	
		①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいまたは高度の排便機能障がいのある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ④脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者					
	収尿器	高度の排便機能障 がい者	男子用 採尿器と蓄尿袋で構成 し、尿の逆流防止装置をつ けるものとする。 ラテックス製またはゴム製  女性用 耐久性ゴム製採尿袋を 有するもの、またはポリエ チレン製の採尿袋導尿ゴ ム管付のもの	18 歳 以上	1 年	男性用 7,700 円  女性用 8,500 円	

	種 目	対象者	性 能	年 齢 等	耐 用 年 数	基 準 額	条 件 等
住宅改修費	居住生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者(但し特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者)難病患者で下肢または体幹機能に障がいのある者(要診断書)	障がい者・難病患者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	学齢児以上	1度	520,000円 介護保険住宅改修適用者 320,000円	在宅

- ※ 申請者の自己負担については、障害者総合支援法施行令第四十三条の三に定める補装具費支給の場合と同様とする。
- ※ 難病患者 = 障害者総合支援法の対象疾病であると医師に診断された者
- ※ 既に給付を受けている用具と同種類用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より、用具ごとの耐用年数を経過しなければ交付の対象にならない。
- ※ 介護保険対象者については、介護保険の保険給付が優先されるものとする。
- ※ 点字図書給付について
  - (1)申請者(児)は、出版施設に電話等で、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」(以下「証明書」という。)の送付を依頼し、その証明書を添えて市に点字図書の給付を申請する。
  - (2)申請者は、支給決定後、証明書に自己負担額(一般図書の購入価格相当額)を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受ける。

#### (4) 緊急通報装置貸与事業

高齢者や重度障がい者を対象に、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速な対応を図ります。

##### ア. 対象者

下記、いずれかに該当する方です。

- ① 概ね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳1～2級所持の独居の方
- ③ 療育手帳所持の独居の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持の独居の方

##### イ. 手続きに必要なもの

- ① 小山市緊急通報装置給付(貸与)申請書
- ② 誓約書
- ③ 同意書
- ④ 世帯概況調(担当民生委員による記入)
- ⑤ 登録台帳
- ⑥ 印鑑(朱肉をつかうもの)

##### ウ. 申請窓口

小山市役所 3階、高齢生きがい課生きがい推進係 TEL 0285-22-9617

## 8.2. 地域生活支援事業(小山市独自事業)

### (1) 障がい者相談支援事業(小山市障がい児者基幹相談支援センター)

障がい者やその介護を行う方、または障がい児の保護者などの相談に応じ、福祉サービスに関する情報の提供・利用援助、社会生活力を高めるための支援や権利擁護のために、必要な援助を行います。

#### ア. 対象者

小山市にお住いの障がい者、障がい児およびその家族等

#### イ. 相談窓口

小山市障がい児者基幹相談支援センター(小山市役所 2階)

- ① 開設日:月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
- ② 開設時間:午前8時30分から午後5時15分
- ③ 電話:0285(23)5050/Fax:0285(29)6090

(※通常の開設日、開設時間以外にも、留守番電話で案内する番号へかけていただければ、相談に応じています。)

### (2) 地域移行のための安心生活支援事業(小山市地域生活支援拠点)

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」も見据え、障がいがあっても自らが選んだ地域で暮らしていけるような支援を行うことを目的とした事業です。

グループホーム等を利用した緊急時の受け入れや、一人暮らしに向けた宿泊体験、障がい福祉サービスの体験利用などを行っています。

#### ア. 対象者

小山市にお住いの障がい者、障がい児およびその家族等

#### イ. 窓口

小山市地域生活支援拠点

(委託法人:社会福祉法人パステル、小山市乙女625-2 CSWおとめ内)

- ① 開設日:月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
- ② 開設時間:午前8時30分から午後5時15分
- ③ 電話:0285(39)6088/Fax:0285(39)6188

### (3) 移動支援事業

障がいのある方が、社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動など、社会参加のために外出するときに、移動の支援を行います。事業の運営にあたっては事業所に委託し、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施しています。

※(個別支援型):個別支援が必要な方に対するマンツーマンによる支援です。

※(グループ支援型):複数の障がい者等への同時支援。屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援をします。

#### ア. 対象者

障がい福祉サービス(13ページ)の対象者に準ずる。

## イ. 利用者負担額

原則、以下のサービス費用の1割負担となります。(ただし、市県民税非課税世帯は無料)

	0.5 時間 未満	0.5 時間以上 1.0 時間未満	1.0 時間以上 1.5 時間未満	以後 0.5 時間 ごと
サービス費用	800 円	1,500 円	2,250 円	700 円を加算

※身体介護を伴う場合は、1,500円が加算されます。

※グループ支援型は、上記費用の70%になります。

## ウ. 手続きに必要なもの

- ① 移動支援事業利用申請書
- ② 各種障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証等

## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629

メール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (4) 日中一時支援事業

家族の就労支援、または一時的な休息のため、日中に障がい者支援施設等において、障がい者等の見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行う事業です。

現在は、事業所に委託し実施しています。

## ア. 対象者

障がい福祉サービス(13ページ)の対象者に準ずる。

## イ. 利用者負担額

原則、以下のサービス費用の1割負担となります。(ただし、市県民税非課税世帯は無料)

	1 時間ごと	【利用時間】
障がい者(児)	500 円	障がい者:8時間まで 障がい児:6時間まで (休日は8時間、春・ 夏・冬休み中は9.5時 間まで)
重心決定を受けている	750 円	
障がい者(児)		
医療的ケアが必要な方の 医療機関等利用	1,500 円	

※1時間未満の利用はすべて繰り上げます

## ウ. 手続きに必要なもの

- ① 日中一時支援事業利用申請書
- ② 各種障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証等

## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629

メール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## オ.事業所一覧

### 日中一時支援事業所

制度名	サービス名	サービス内容
地域生活支援事業	日中一時支援事業	家族の就労支援及び一時的な休息などのため、日中に障がい者支援施設等において、障がい者等の見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。

No	事業所名	所在地	法人名	電話番号
1	花見ヶ岡学園	小山市東野田635	(福)紫雲会	0285-31-3033
2	サンフラワー日中一時支援	小山市出井1936	(福)洗心会	0285-22-1109
3	一桃舎	小山市間々田750-1	(福)彰義重政会	0285-45-7199
4	えいぶるの里	小山市東島田2403-2	(福)ソフィア会	0285-22-4561
5	うらしまたろう	小山市出井759-24	(福)明光シズヒロ会	0285-22-4126
6	フロンティアおやま	小山市出井290	(福)パステル	0285-25-1110
7	つるたみ	小山市東黒田196-44		0285-41-0377
8	CSWおとめ	小山市乙女625-2		0285-39-6088
9	セルブ花	野木町若林443-7		0280-54-1387
10	いちばん星	古河市下大野736-8		0280-91-0150
11	青嵐荘療護園	古河市上大野735-1	(福)芳香会	0280-98-2781
12	工房つばさ	下野市箕輪425-1	(福)はくつる会	0285-40-0388
13	上の原学園成人寮 上の原学園	桜川市上野原地新田159-1	(福)上の原学園	0296-75-2509
14	ゆーあい工房	栃木市城内町2-62-14	(福)うまぐりの里	0282-25-4001
15	日中一時支援事業あゆみ	栃木市皆川城内町333-2	(福)あゆみ園	0282-31-1755
16	ゆうの家	栃木市大光寺町347-2	(福)なすびの里	0282-29-6111
17	日中一時支援事業みちしるべ	栃木市平柳町1-2-4-2 KURAショップ2	(一社)リカバリー	0282-51-3702
18	あすなろ	栃木市大皆川町572-2	(福)すぎのこ会	0282-20-8338
19	ひのきの杜	栃木市岩舟町曲ヶ島806-1		0282-54-3131
20	ひのきの杜共生	栃木市岩舟町曲ヶ島806-1		0282-54-3131
21	はまなす	栃木市岩舟町曲ヶ島806-1		0282-54-3131
22	ひまわり	栃木市岩舟町静1612		0282-55-4800
23	やまと	栃木市万町27-9		0282-28-6385
24	もくせいの里	栃木市大平町西山田1198		0282-43-0593
25	あすひ	栃木市吹上町571		0282-21-7101
26	けやきの家	栃木市岩舟町曲ヶ島825-3		0282-54-3510
27	すぎのこ	栃木市岩舟町鷺巣279-1		0282-55-3500
28	みずほの家	栃木市大平町横堀672	0282-20-1112	
29	ケアサポートセンター ビスケット	上三川町上三川5061-1	(有)ケアサポートセンター	0285-56-3226
30	ピアしらとり	筑西市小塙861	(福)征峯会	0296-25-0833
31	パル竹下	宇都宮市竹下町1200	(福)善光会	028-670-3171
32	真岡ハートヒルズ	真岡市西田井747-1	(福)飛山の里福祉会	0285-83-6105
33	生活介護事業所 陽(ひなた)	古河市西牛谷777-3	(医)桂樹会	0280-23-2024
34	あすなろ園	結城市大字上山川202	(福)希望会	0296-35-1330
35	きなり	筑西市玉戸1289-38	(特非)きなり	0296-47-3370
36	こどもサークル小山東城南	小山市東城南1-1-18	(株)サシノバルテ	0285-28-8700

## (5) 訪問入浴サービス事業

医学的な理由により、外出や通所施設の利用が制限されている方、または身体、家族および住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難な方を対象として、自宅まで訪問して入浴サービスを行う事業です。

事業所に委託し実施しています。

市内事業所一覧18ページをご覧ください。

### ア. 対象者

在宅重度身体障がい者、障がい児並びに難病患者(原則、医療的ケアが必要な方が対象)

### イ. 利用者負担額

1回700円。なお、利用回数は月15回(週3回)を限度とする。

### ウ. 手続きに必要なもの

- ①医師意見書等申請書一式(文書代は自己負担です。)
- ②身体障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者等

### エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (6) 地域活動支援センター事業

障がいのある方等が通い、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。精神障がい者の地域活動支援センターⅡ型を医療法人に委託、Ⅲ型をNPO法人に委託して実施しています。

### ア. 対象者

障がい福祉サービス(13ページ)の対象者に準ずる。

### イ. 利用者負担額

無料

### ウ. 手続きに必要なもの

- ①地域活動支援センター利用申請書
- ②各種障害者手帳、自立支援(精神通院)受給者証等

### エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## オ. 市内事業所一覧

### 地域活動支援センター

制度名	サービス名	サービス内容
地域生活支援事業	地域活動支援センター	障がいのある方等が通い、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

No.	事業者名	所在地	法人名	電話番号
1	地域活動支援センターおやま	喜沢660	(医)朝日会	20-0280
2	地域活動支援センター ラベンダーハウス	本郷町2-8-21	(特非)小山そよかぜ	30-5510

## (7) 意思疎通支援事業(手話通訳者等派遣)

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいがあるため意思疎通を図ることに支障ある方等が、手話通訳や要約筆記を必要とするときに、無料で手話通訳者および要約筆記者を派遣する事業です。

### ア. 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者、身障者福祉団体等

### イ. 手続きに必要なもの

手話通訳者派遣申請書、要約筆記者派遣申請書

### ウ. 申請窓口

ファックス、Eメールまたは窓口で申請してください。

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## (8) 手話通訳者等養成講座開催事業

手話通訳者等を養成する講座を開催する事業です。ステップアップ講座受講修了者は、講座修了後に認定試験を行い、合格者の方には小山市の手話奉仕員として認定をします。

### ア. 対象者および講座回数

① 入門基礎講座:手話に関心があり継続的に学びたい方(初心者向け)。  
(予定:毎週土曜日、4月～実施全45回)

② ステップアップ講座:手話技術の向上、聴覚障がい者コミュニケーション支援に関心のある方(入門基礎講座の修了者、または相応の経験者の方)。  
(予定:毎週土曜日、4月～実施全24回)

### イ. お問合わせ窓口

小山市聴覚障害者協会または小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

※受講料無料、但し、テキスト代は自己負担となります。

## (9) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度です。

### ア. 法定後見制度

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人を保護・支援します。要支援者でかつ2親等以内の親族がない方で、その者の保護のために申立てを行うことが必要であると認めた場合は、市長が申立てを行うことができます。また、申立てに要する費用や後見人の報酬を支払うことができないと認めた場合は、必要に応じて市が助成します。

#### (ア) 費用

項目	後見	保佐	補助
申立手数料(収入印紙)	800円	800円(※)	800円(※)
登記嘱託手数料(収入印紙)	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手代、鑑定を実施する場合は鑑定料(概ね5~10万円)、戸籍謄本等の請求手数料、診断書料など		

※保佐や補助において、代理権や同意権を付与する審判を、同時に申し立てを行う場合は、各800円追加

#### (イ) 問合せ

小山市社会福祉協議会 TEL 0285-22-9545

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629

### イ. 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人(任意後見人)に、公証人の作成する公正証書で代理権を与える契約を結んでおくというものです。

#### (ア) 費用(契約時)

公正証書作成の基本手数料(11,000円)、登記嘱託手数料(1,400円)

収入印紙(2,600円)、書留郵便料(約540円)、正本謄本の作成手数料(1枚250円×枚数)

#### (イ) 問合せ

小山市社会福祉協議会 TEL 0285-22-9545

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629

公証役場

## (10) 身体障がい者用自動車改造費給付事業

普通自動車、小型自動車または軽自動車で四輪以上のものを、身体障がい者自らが運転しやすいように、制動装置等を改造する場合に、その経費の一部を支給する事業です。

※必ず、改造前に申請が必要です。

## ア. 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている上肢・下肢、または体幹機能障がい者

## イ. 助成額

限度額5万円または10万円(身体障害者手帳の等級や課税状況により異なります。)

## ウ. 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者用自動車改造費給付申請書
- ② 改造に当たる業者の改造見積書および改造図
- ③ 改造前の写真
- ④ 警察本部長の発行する運転適正検査結果通知書またはこれに準ずる書類(運転免許証)
- ⑤ 身体障害者手帳
- ⑥ 通帳
- ⑦ 印鑑(朱肉をつかうもの)

## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

※申請前に改造した場合は、全額利用者負担となりますのでご注意ください。

## (11) 身体障害者補助犬健康管理費用助成事業

身体障害者補助犬の予防接種及びその他の疾病予防措置、獣医師による健康診断、疾病や怪我等の治療に要した費用に対して助成を行います。

## ア. 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者で、身体障害者補助犬の貸与を受けている者

## イ. 助成額

補助犬1頭あたり限度額36,000円/年

## ウ. 手続きに必要なもの

- ① 小山市身体障害者補助犬健康管理費用助成金交付申請書
- ② 領収書
- ③ 通帳

## エ. 申請窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

Eメール d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp FAX 0285-24-2370

## 9. 社会参加の促進

### 9.1. 障害者社会参加推進センター

栃木県では、障がい者の社会参加の促進を図るために「障害者社会参加促進センター」を設置し、多種多様な社会参加促進施策を実施しています。

名称	所在地	電話番号
障害者社会参加促進センター (栃木県身体障害者団体連絡協議会内)	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-678-4401

### 9.2. 生活訓練等事業

#### ①身体障がい者訓練等

身体障がい者の社会参加を促進するため、障がいに応じた各種の講習や訓練について、身体障がい者の団体に委託して行っています。

No.	事業名	事業内容	委託団体名
1	盲女性家庭生活訓練事業	盲女性の方々に料理、洗濯等家庭生活に必要な訓練を実施	(社)県視覚障害者福祉協会 TEL028-625-4990
2	盲青年等社会生活教室開催事業	盲青年等の方々に、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等の場を設定	
3	中途失明者緊急生活訓練事業	中途失明者の方々に生活訓練、点字指導などを実施	
4	ろうあ者日曜教室開催事業	ろうあ者の方々に、社会生活に必要な知識の吸収、交換をする場を設定	県聴覚障害者福祉連合会 TEL028-621-8010
5	音声機能障がい者生活行動訓練事業	身体障害者の方々に、点字・手話等の講習、野外訓練等生活行動訓練の実施	県喉摘会 TEL0285-53-2514
6	身体障がい者生活行動訓練事業	身体障害者の方々に、点字・手話等の講習、野外訓練等生活行動訓練の実施	(社)県視覚障害者福祉協会 TEL028-625-4990 県聴覚障害者福祉連合会 TEL028-621-8010 (財)県身体障害者福祉会連合会 TEL028-624-8408
7	オストメイト社会適応訓練・相談支援者育成事業	人工肛門、人工膀胱造設者の方々に、ストマ用装具の使用等に関する講習会、相談支援者育成を実施	栃木県オストミー協会 TEL0282-24-2054

## ②知的障がい者訓練等

地域における知的障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを目的として、在宅の知的障がい者を対象に、次の事業を実施しています。

No.	事業名	事業内容	委託団体名
1	生活訓練事業	在宅の知的障がい者の方々に料理実習、買物訓練、交通機関および公的機関の利用訓練、地域資源の利用訓練などを実施	(社)県手をつなぐ育成会 Tel.028-624-3789
2	スポーツ大会開催事業	心身障がい児者の健康増進と市民との交流を図るため、各地区においてスポーツ競技、レクリエーションゲームを開催	
3	スポーツ教室開催事業	知的障がい児者のスポーツを普及するため、各種スポーツ教室(陸上競技、卓球、フライングディスク等)を開催	
4	家族教室等開催事業	障がい者の自立や社会参加等を促進するため、家族のための家族教室を開催	

## ③心身障がい児(者)訓練

障がい者家族間の交流を図ることを目的として、次の事業を実施しています。

No.	事業名	事業内容	委託団体名
1	レクリエーション教室開催事業	在宅の心身障がい児(者)が保護者と一緒に宿泊し、医師・訓練士等の講話・指導・レクリエーション指導等を受けるとともに保護者間の交流を図る。	県心身障害児者親の会連合会 Tel.028-621-3031

実施主体および問い合わせ先: 栃木県障害福祉課 TEL 028-623-3053

# 10. 緊急時支援

## 10.1. 避難行動要支援者名簿(災害時見守り情報個別票)の登録

◎小山市では障がいを持つ方などを対象に、地震や風水害等の大規模災害が発生したとき、市と地域の住民と協力し、避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行われるよう、あらかじめ自分の情報を市に登録する制度があります。登録された名簿は地域の方々に情報提供し、避難の誘導などに活用されます。

### 1. 登録できる方【希望者】

- ①身体障害者手帳所持者(1級または2級)
  - ②療育手帳所持者(A判定)
  - ③精神保健福祉手帳所持者(1級)
  - ④介護保険の要介護3以上の認定者
  - ⑤障がい福祉サービスを受けている指定難病患者
  - ⑥75歳以上の高齢者のみの世帯(一人暮らし高齢者を含む)
- 上記①～⑥に該当する方々に加え、
- ⑦避難支援が必要で、登録を希望する方も該当になります。  
(ただし施設・病院等に入所・入院されている方は対象となりません)

### 2. 登録台帳の作成および活用

○登録を希望された方は、避難支援等関係者への個人情報の提供についての同意をし、名簿の登録を市に申請します。市は、登録名簿を基に、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難支援者の選任と避難情報等を記載した「災害時見守り情報個別票」(「個別プラン」)を作成します。

○市は、名簿(個別票)を市の関係機関で情報を共有すると共に、名簿の取扱いに関する協定を結んだ自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の避難支援等関係者に提供し活用します。災害時の避難連絡や誘導、安否確認、平常時の声かけなどの支援が受けられやすくなります。

### 注意

避難行動要支援者への支援は、地域の支援者等による任意の協力です。名簿に登録することによって、災害時の避難支援を保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導に関して、その責任を負うものではありません。

### 3. 登録申請希望および問合せ先

○小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 福祉管理係 TEL 0285-22-9612

# 11. 文化・スポーツ活動

---

## 11.1. 栃木県障がい者スポーツ大会

### 目的

県下の主に身体障がい者および知的障がい者を対象としたスポーツ大会を年1回開催し、障がい者の方達の健康の保持・増進と社会参加の促進を図る。

### 対象者

主に身体障がい者および知的障がい者

### 実施日等

5月第4日曜日(令和6年度より)栃木県総合運動公園他

### 窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

### 問い合わせ先

県障害福祉課 TEL 028-623-3020 または 市福祉総務課 TEL 0285-22-9624

## 11.2. 小山市障がい者団体スポーツ大会

### 目的

小山市に住む障がい者および小山市内の障がい者施設を利用する方を対象に、スポーツを通して機能回復、体力の向上、参加者相互の親睦を図ることを目的とし、年1回開催する。

### 対象者

主に知的障がいをお持ちの方

### 窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9629

## 11.3. 小山市障がい者作品展覧会

### 目的

市内の障がい者等を対象とした作品展覧会が年1回開催され、独創的な作品展示と地域住民の理解と関心を高めるとともに、社会参加の促進を図る。

### 対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

### 実施日等

毎年9月頃

### 窓口

小山市役所 2階、保健福祉部福祉総務課 TEL 0285-22-9624

## 12. 各種相談窓口

### 12.1. 障がい児者基幹相談支援センター

施設名	委託法人	所在地	電話番号
小山市障がい児者 基幹相談支援セン ター	(福)洗心会 (福)パステル (医)朝日会 (医)光風会	小山市役所内(2階) 小山市中央町1-1-1	Tel0285-23- 5050 Fax0285-29- 6090

### 12.2. こころの相談

相談名	内容	問合せ先
こころの相談 ※予約制	精神科医によるこころの相談です。 ※日時は月により異なりますので、右記までお問い 合わせください。	市福祉総務課 Tel0285-22- 9629

### 12.3. 法律とこころの相談

相談名	内容	問合せ先
法律と こころの相談 ※予約制	弁護士による法律相談と保健師による心の相談を併 せて行い、複数の問題の包括的な解決を図ります。 毎月第1木曜日 午前10時～正午	市福祉総務課 Tel0285-22- 9629

### 12.4. 地域生活支援拠点

施設名	内容	問合せ先
小山市地域生活支 援拠点	障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見 据え、さまざまな支援を切れ目なく提供していく事業 です。緊急時の短期入所、各種サービスの体験をする ことができます。	(福)パステル Tel0285-39- 6088 Fax0285-39- 6188

### 12.5. ひきこもり相談支援室

施設名	内容	問合せ先
ひきこもり相談支 援室 ※予約制	ひきこもりでお悩みの方やそのご家族等の相談支援 を行います。	市福祉総務課 Tel0285-22- 9858

## 13. 障がい者団体、施設など

---

### 13.1. 小山市の障がい者団体等

#### (1) 小山市身体障害者福祉会連合会

会員相互の連絡協調と親睦をもって身体障がい者の福祉を増進することを目的に、研修旅行やスポーツ大会、障がい者作品展示会などを開催または参加しています。

身体障害者手帳を所持している方なら入会できます。

会費＝500円(年会費)

#### (2) 小山市聴覚障害者協会

手話通訳者の養成・指導の事業や聴覚障がい者同士の交流・親睦、社会福祉の向上と理解を求めるための事業を行っています。手話を学ぶことで頭の体操にもなり、ろう者との会話もできるので、入門講座の門をたたいてみませんか。

正会員(年会費＝19,000円):難聴者(中途失聴者)およびろう者

賛助会員(年会費＝8,000円):手話通訳者

会員になると年に県協会から6回、市協会から4回会報が届きます。

#### (3) 栃木県視覚障害者福祉協会小山支部(虹の和会)

市内の視覚障がい者との親睦を深め、視覚障がい者の生活向上を図るため定期総会や、1泊ならびに日帰り旅行、忘年会、新年会、室内ゲーム大会、また福祉部との懇談会などを開催しています。

会費＝5,000円(年会費)

視覚障がい者であれば会費を納めた時点で会員となります。会員になると点字広報や電話連絡による事業の紹介、名簿・会則の配付などがあります。

#### (4) 小山市身体障害児者父母の会

レクリエーション教室(一泊バス旅行)、肢体不自由児者父母の会連合会全国大会・関東ブロック大会、愛の絵はがき・友情の絵はがき募金活動協力などの活動をしています。活動などを通して、障がいを持つ本人や保護者同士の交流を持つことができます。

身体障害者手帳を所持している方の保護者であれば会員になれます。

会費＝500円(年会費)

#### (5) 小山市手をつなぐ育成会

知的障がい者の福祉の向上を図ることを目的に、知的障がい者に関する社会啓発、相談事業、知的障がい者を持つ親の親睦、研修、行政機関や関係団体との相互連絡などを行っています。障がい重い軽いに関係なく自分らしく生きるための「自己決定」が大切です。全国的に自己決定を支援する本人部会活動が実施されており、小山支部も参加しています。

会費＝3,000円(年会費※変更の可能性あり)、正会員＝知的障がい者の親・兄弟姉妹など保護者、賛助会員＝その他の趣旨賛同者。会員になると全国手をつなぐ育成会の大会や親同士の親睦のための親子旅行、各機関実施研修などへ参加できます。

#### (6) 小山地区やしお会(小山地区精神保健福祉会)

精神に障がいを持つ方の家族を中心に精神保健福祉関係者・有志が会員となり、精神障が

い者の社会復帰や家族の福祉向上を図るため、次の事業を行っています。

- 会員間の交流を通し心の負担の軽減を図るための定例会や学習会、講演会の開催
  - 精神疾患や障がいへの理解、偏見の除去を図るための各種イベントへの参加
  - 精神障がい者の社会参加を促進するための研修会や要望活動、相談事業など
- 会費：家族会員＝3,000円(年会費)、賛助会員＝1口1,000円(個人)、1口5,000円(法人)。会員になると県やしお会の会報や各種イベント・研修会等の案内が届きます。
- 問合せ：事務局NPO法人みらい 森島佐奈江 TEL 0280-57-2673

### (7)小山市障がい者生産活動協議会

小山市内にある障がい者施設の代表者(正会員)および趣旨に賛同する者(賛助会員)が、障がい者の自立のためにより良い施設運営を目指し、下記の事業を行います。

- 生産活動強化のための研修と施設間の協力体制づくり
- 道の駅思川「福祉の店」等の円滑な運営の工夫
- 施設運営にかかわる会員の情報交換

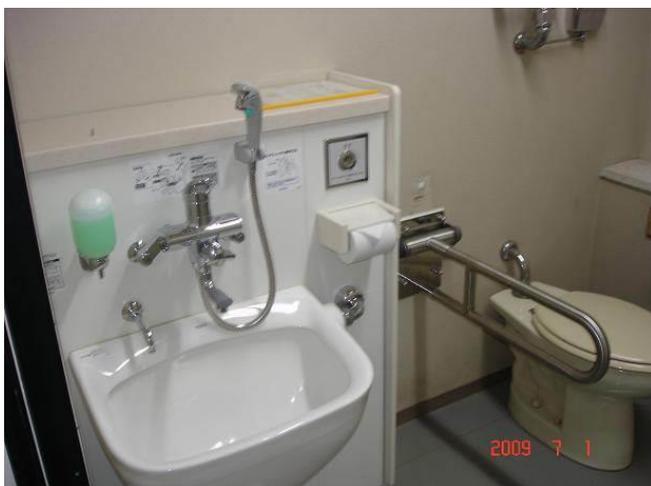
会費：正会員＝2,000円(年会費)、賛助会員＝1口1,000円

問合せ：会長NPO法人小山そよかせ施設長 小倉文男 0285-30-5510

## 13.2. オストメイト対応トイレの設置状況

\*下記の施設には、オストメイト(人工肛門や人工膀胱を造設)の方でも安心して利用できるオストメイト対応トイレが設置されています。 令和6年4月1日現在

NO	施設名称	所在地
1	小山市役所	小山市中央町1-1-1
2	小山市総合福祉センター	小山市中央町2-2-21
3	小山市立中央図書館	小山市城東1-19-40
4	小山市立間々田市民交流センター	小山市大字間々田1960-1
5	小山市立桑市民交流センター	小山市大字羽川858-1
6	道の駅「思川」	小山市大字下国府塚25-1
7	小山市立博物館	小山市乙女1-31-7
8	小山市立文化センター	小山市中央町1-1-1
9	小山市立体育館	小山市塚崎 1408-1



・オストメイト対応トイレ(イメージ)  
((旧)保健福祉センター1階)

# 14. その他

## 14.1. 障がい者に関するマークの紹介

### (1) 障がい者に関するシンボルマーク

◎障がい者に関するシンボルマーク(代表的なものをいくつか紹介します。)

 <p>財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p>	<p><b>障がい者のための国際シンボルマーク</b> 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者への利用の配慮について、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>	 <p>警察庁</p>	<p><b>聴覚障がい者マーク</b> 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。このマークを表示した車に割り込みや幅寄せをすることは、道路交通法の規定により禁止されています。</p>
 <p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>	 <p>警察庁</p>	<p><b>身体障がい者マーク</b> 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。このマークを表示した車に割り込みや幅寄せをすることは、道路交通法の規定により禁止されています。</p>
 <p>社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会</p>	<p><b>耳マーク</b> 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。</p>	 <p>社団法人 日本オストミー協会</p>	<p><b>身体障がい者マーク</b> 人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合は、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
 <p>厚生労働省</p>	<p><b>ほじょ犬マーク</b> 身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。 現在では、公共の施設や交通機関はもちろんデパート、ホテル、スーパー等の民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。 お店の入口でのマークや、補助犬を連れてある方を見かけた場合、ご理解・ご協力をお願いします。</p>	 <p>東京都</p>	<p><b>ヘルプマーク</b> 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としているのが外見からはわからない方がいます。そうした方が周囲に配慮が必要なることを知らせることで援助を受けやすくなるよう作成されたものです。 このマークを利用されている方への配慮についてご理解ご協力をお願いいたします。</p>

## (2) 車いすマーク

◎車いすマークを交付しています。



● 車いすマークを申請により交付しています。

小山市では、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方が自動車を運転もしくは同乗している場合に車いすマークの駐車スペースを利用する際に提示する車いすマークを交付しています。

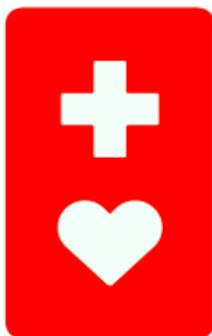
マークを提示することにより、交通社会において周囲の理解と協力が求められる環境づくりの推進を図り、障がい者の社会参加の促進を支援することを目的としています。

※手続きに必要なもの：身体障害者手帳または療育手帳、印鑑  
 ※問合せ先：保健福祉部 福祉総務課 Tel.0285-22-9624

## (3) ヘルプマーク、ヘルプカード

◎ヘルプマーク、ヘルプカードを配布しています。

外見からはわからないけれど、援助や配慮が必要な方のためのマークです。



ヘルプマーク

<p>あなたの支援が必要です。</p> <p><b>ヘルプカード</b></p> <p>小山市</p> <p>カードを拝見してください</p>	
<p>■わたしの情報</p> <p>氏名 小山 太郎</p> <p>住所 小山市中央町</p> <p>生年月日 昭和55年5月5日</p> <p>電話番号 0285-22-XXXX</p>	<p>■医療に関すること</p> <p>かかりつけの病院・薬局 / 薬局番号</p> <p>●●病院 △△先生</p> <p>電話 0285-XX-XXXX</p>
<p>■緊急連絡先</p> <p>名前 小山 花子</p> <p>住所 小山市中央町</p> <p>電話番号 0285-XXXX-XXXX</p>	<p>■わたしの日中活動場所</p> <p>住所 小山市小山</p> <p>電話番号 0285-●●-●●●●</p>
<p>■お願いしたいこと</p> <p>・簡単な言葉で説明してください</p> <p>・家族を指さしてください</p> <p>・書いてあることを覚悟してください</p> <p>・移動の際、介助してください</p> <p>※お知らせしてほしいことなど、内容をお書きください</p>	<p>■自由記載らん</p> <p>※その他、配慮してほしいことや苦手なことなど、お書きください</p>
<p>■障がいや健康状態に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 自分が自覚です <input type="checkbox"/> 自分が不自由です</p> <p><input type="checkbox"/> 家族が不自由です <input type="checkbox"/> 自分が不自由です</p> <p><input type="checkbox"/> 障がいがあります <input type="checkbox"/> 障がいがあります</p> <p><input type="checkbox"/> 人工透析を受けています <input type="checkbox"/> 服用しています</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>あなたの手助けが必要です</p> <p>この「ヘルプカード」は、障がいのある方などが緊急時や困ったときに、周囲の配慮や手助けを求めたい時や必要な方のカードです。</p> <p>発行 小山市福祉課                  電話 0285-22-9624                  FAX 0285-24-2370</p>

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方など、外見からはわからないけれど、援助や配慮を必要としている方のためのマークです。

また、ヘルプカードにはいざというときに、周囲に伝えたい情報を書いてください。

ヘルプマークと併せてご利用ください。

問い合わせ先  
 保健福祉部 福祉総務課  
 Tel:0285-22-9624

小山市ヘルプカード

## ひとくちコラム

### 14.2. 小山市役所で障がい者施設によるロビー販売を実施しています



障がい者が通う作業所などで、訓練の一環として作られた製品の販売を行っています。障がい者の自立援や社会参加の促進を目的として実施しています。

時 間： 平日11:30~13:00(曜日によって異なる施設が実施)  
場 所： 小山市役所1階ロビー  
出品施設： 一桃舎、えいぶるの里、小山そよかぜ、くわの実、第2くわの実、フロンティアおやま、つるたみ、CSWおとめ、めぶきファーム

●問合せ先 小山市福祉総務課 Tel.0285-22-9629



### 14.3. ハナミズキ(自死遺族)の会



大切な人を自死によってなくされた方が、その想いをわかちあえる場所です。市外の方もご利用できます。予約は不要です。

期日： 令和6年 4月16日、6月18日、8月20日、10月15日、  
12月17日、令和7年2月17日

時間： 午後2時~午後4時

会場： 小山市役所

※

新規の方は市のホームページもしくは電話でお問い合わせの上、お越し下さい。

●問合せ先:小山市福祉総務課 Tel.0285-22-9629

## 14.4. 点字図書館・声の図書の貸出

### ○点字図書館・声の図書の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センター(点字図書館)では、視覚障がい者に対して点字図書、声の図書の貸出を行っています。

- ・ 費用:無料
- ・ 手続:利用登録が必要となります。また、電話等による申込みとなります。

### ○字幕入りビデオカセットの貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、聴覚障がい者に対して字幕入りビデオカセットの貸出を行っています。

- ・ 費用:無料(ただし、返送料は自己負担)
- ・ 手続:利用登録が必要となります。また、FAXによる申込みも可能です。

### ●問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター(点字図書館)

Tel 028-621-6208 FAX 028-627-6880

## 14.5. ほじょ犬の種類

### ○盲導犬

- ・ 目の見えない人、見えにくい人が街を安全に歩けるように障がい物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりなどをサポートします。

### ○聴導犬

- ・ 音が聞こえない人、聞こえにくい人に、玄関のチャイム音やFAXの着信音など生活の中の必要な音を知らせます。

### ○介助犬

- ・ 手足に障がいのある人の日常生活動作において、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などをサポートします。

- 問合せ先 県障害福祉課 Tel028-623-3020 又は  
小山市福祉総務課 Tel0285-22-9624



- 参考リンク:厚生労働省ホームページ内「身体障害者補助犬」

## 14.6. FAX119番(緊急時のFAXによる通報)



聴覚障がい者や言語障がい者の方が火災や救急などの緊急時にFAXで119番通報ができます。

FAX番号:局番なしの119

●問合せ先:小山市福祉総務課 Fax 0285-24-2370

## 14.7. NET119緊急通報システム(緊急時のインターネットによる通報)



聴覚障がい者や言語障がい者の方が火災や救急などの緊急時にインターネットとGPS機能を利用して119番通報ができます。事前に福祉総務課で申請登録が必要です。

サービス対象エリア:日本国内

●問合せ先:小山市福祉総務課 Fax 0285-24-2370

## 14.8. Fネット(FAXによる防災・防犯の情報提供)



聴覚障がい者や言語障がい者の方で、パソコンによるWeb閲覧や携帯電話の利用が出来ない方に、リアルタイムでの防災・防犯情報をFaxでお知らせします。事前に福祉総務課で申請が必要です。

●問合せ先:小山市福祉総務課 Fax 0285-24-2370

## 14.9. おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

栃木県が障がい者用駐車場の利用者を明確にし、一層の適正利用を促進するため、障がいのある方などに対して県内に共通する「おもいやり駐車スペース利用証」を交付しています。

### ○利用できる方

- ・ 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者のうち歩行困難な方(条件あり)
- ・ 高齢者等(要介護1から要介護5の方)
- ・ 妊産婦(妊娠7ヶ月から産後1年の方)  
(多胎児の場合、原則として妊娠6ヶ月から産後2年の範囲内で必要と認められる期間)  
(※有効期限付)
- ・ 傷病人(医療機関を受診しており、歩行困難が認められる方)(※条件あり)  
(※申請書に医師の記載が必要)



### ○利用できる駐車場

- ・ 公共的施設等にある障がい者用駐車場のうち、「おもいやり駐車スペース」として協力申出のあった駐車場。  
(同様な制度がある茨城県・群馬県ほか  
39府県1市で利用可:  
2024年4月1日現在)

- 問合せ先: 県保健福祉課 TEL028-623-3047 又は  
小山市福祉総務課 TEL0285-22-9624  
小山市高齢生きがい課 TEL0285-22-9541  
小山市こども家庭センター TEL0285-22-9527

# 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象疾病一覧(369疾病)

※ 新たに対象となる疾病(3疾病) △ 表記が変更された疾病(5疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

令和6年4月1日改正

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	関節リウマチ	127	コフィン・シリシス症候群
2	アイザックス症候群	65	完全大血管転位症	128	コフィン・ローリー症候群
3	IgA腎症	66	眼皮膚白皮症	129	混合性結合組織病
4	IgG4関連疾患	67	偽性副甲状腺機能低下症	130	鯉耳腎症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	ギャロウェイ・モトワ症候群	131	再生不良性貧血
6	アジソン病	69	急性壊死性脳症	132	サイトメガロウィルス角膜炎
7	アツシャー症候群	70	急性網膜壊死	133	再発性多発軟骨炎
8	アトピー性脊髄炎	71	球脊髄性筋萎縮症	134	左心低形成症候群
9	アペール症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	135	サルコイドーシス
10	アミロイドーシス	73	強直性脊椎炎	136	三尖弁閉鎖症
11	アラジール症候群	74	巨細胞性動脈炎	137	三頭酵素欠損症
12	アルポート症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	138	CFC症候群
13	アレキサンダー病	76	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	139	シェーグレン症候群
14	アンジェルマン症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	140	色素性乾皮症
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	141	自己貪食空胞性ミオパチー
16	イソ吉草酸血症	79	筋萎縮性側索硬化症	142	自己免疫性肝炎
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋型膠原病	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋ジストロフィー	144	自己免疫性溶血性貧血
19	1p36欠失症候群	82	クッシング病	145	四肢形成不全
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クリオピリン関連周期熱症候群	146	シトステロール血症
21	遺伝性ジストニア	84	クリッパル・トレネー・ウェーバー症候群	147	シトリン欠損症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クルーゾン症候群	148	紫斑病性腎炎
23	遺伝性膀胱炎	86	グルコーストランスポーター1欠損症	149	脂肪萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルタル酸血症1型	150	若年性特発性関節炎
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症2型	151	若年性肺炎腫
26	ウィリアムズ症候群	89	クロー・深瀬症候群	152	シャルコー・マリー・トウス病
27	ウィルソン病	90	クローン病	153	重症筋無力症
28	ウエスト症候群	91	クロンカイト・カナダ症候群	154	修正大血管転位症
29	ウェルナー症候群	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	155	ジュベール症候群関連疾患
30	ウォルフラム症候群	93	結節性硬化症	156	シュワルツ・ヤンベル症候群
31	ウルリッヒ病	94	結節性多発動脈炎	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
32	HTRA1関連脳小血管病	95	血栓性血小板減少性紫斑病	158	神経細胞移動異常症
33	HTLV-1関連脊髄症	96	限局性皮膚異形成	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
34	ATR-X症候群	97	原発性局所多汗症	160	神経線維腫症
35	ADH分泌異常症	98	原発性硬化性胆管炎	161	神経有棘赤血球症
36	エーラス・ダンロス症候群	99	原発性高脂血症	162	進行性核上性麻痺
37	エプスタイン症候群	100	原発性側索硬化症	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
38	エプスタイン病	101	原発性胆汁性胆管炎	164	進行性骨化性線維異形成症
39	エマヌエル症候群	102	原発性免疫不全症候群	165	進行性多巣性白質脳症
40	MECP2重複症候群	103	顕微鏡の大腸炎	166	進行性白質脳症
41	遠位型ミオパチー	104	顕微鏡的多発血管炎	167	進行性ミオクローヌステんかん
42	円錐角膜	105	高IgD症候群	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
43	黄色靱帯骨化症	106	好酸球性消化管疾患	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
44	黄斑ジストロフィー	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	170	スタージ・ウェーバー症候群
45	大田原症候群	108	好酸球性副鼻腔炎	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
46	オクシピタル・ホーン症候群	109	抗糸球体基底膜腎炎	172	スミス・マギニス症候群
47	オスラー病	110	後縦靱帯骨化症	173	スモン
48	カーニー複合	111	甲状腺ホルモン不応症	174	脆弱X症候群
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	112	拘束型心筋症	175	脆弱X症候群関連疾患
50	潰瘍性大腸炎	113	高チロシン血症1型	176	成人発症スチル病
51	下垂体前葉機能低下症	114	高チロシン血症2型	177	成長ホルモン分泌亢進症
52	家族性地中海熱	115	高チロシン血症3型	178	脊髓空洞症
53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	116	後天性赤芽球癆	179	脊髓小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
54	家族性良性慢性天疱瘡	117	広範脊柱管狭窄症	180	脊髓髄膜瘤
55	カナバン病	118	膠様滴状角膜ジストロフィー	181	脊髄性筋萎縮症
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	119	抗リン脂質抗体症候群	182	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
57	歌舞伎症候群	120	コケイン症候群	183	前眼部形成異常
58	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	121	コステロ症候群	184	全身性エリテマトーデス
59	カルニチン回路異常症	122	骨形成不全症	185	全身性強皮症
60	加齢黄斑変性	123	骨髄異形成症候群	186	先天異常症候群
61	肝型膠原病	124	骨髄線維症	187	先天性横隔膜ヘルニア
62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	188	先天性核上性球麻痺
63	環状20番染色体症候群	126	6p欠失症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症

# 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象疾病一覧(369疾病)

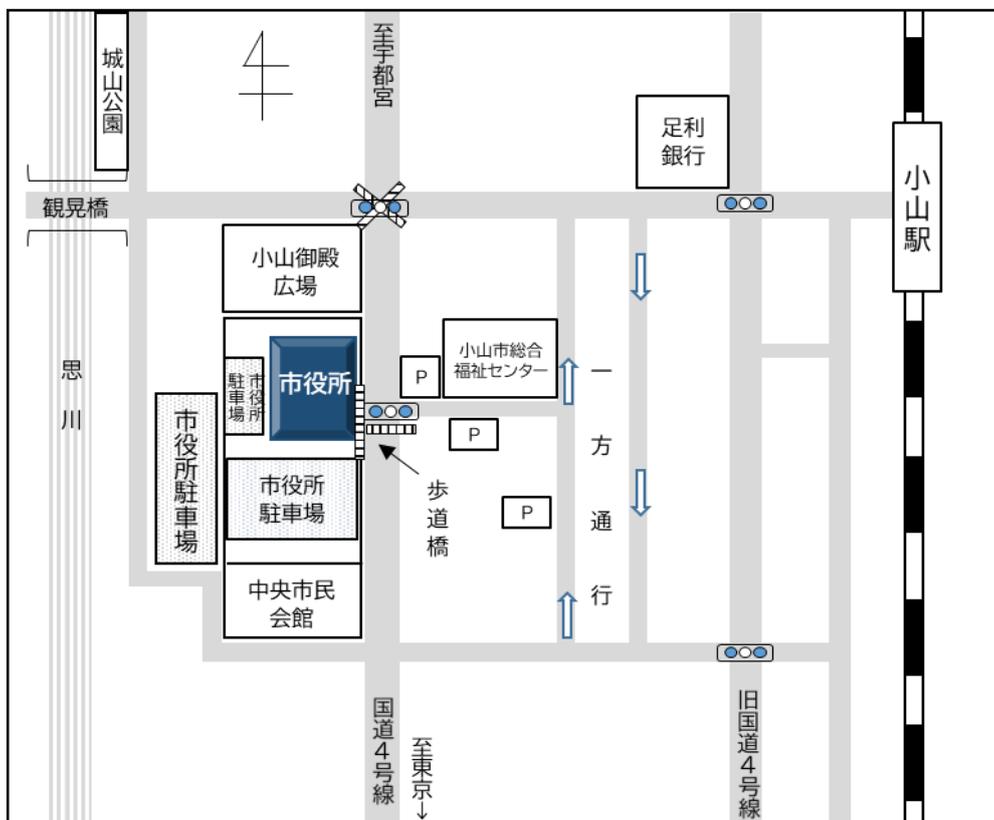
※ 新たに対象となる疾病(3疾病) △ 表記が変更された疾病(5疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

令和6年4月1日改正

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天性魚鱗癬	250	突発性難聴 ○	310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
191	先天性筋無力症候群	251	ドラベ症候群	311	閉塞性細気管支炎
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	252	中條・西村症候群	312	β-ケトチオラーゼ欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症	253	那須・ハコラ病	313	ベーチェット病
194	先天性腎性尿崩症	254	軟骨無形成症	314	ベスレムミオパチー
195	先天性赤血球形成異常性貧血	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
196	先天性僧帽弁狭窄症	256	22q11.2欠失症候群	316	ヘモクロマトーシス ○
197	先天性大脳白質形成不全症	257	乳幼児肝巨大血管腫	317	ペリー病 △
198	先天性肺静脈狭窄症	258	尿素サイクル異常症	318	バルーシド角膜辺縁変性症 ○
199	先天性風疹症候群 ○	259	ヌーナン症候群	319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
200	先天性副腎低形成症	260	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連症	320	片側巨脳症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	261	ネフロン癆	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
202	先天性ミオパチー	262	脳クリアチン欠乏症候群	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
203	先天性無痛無汗症	263	脳髄黄色腫症	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
204	先天性葉酸吸収不全	264	脳内鉄沈着神経変性症 △	324	ホモシスチン尿症
205	前頭側頭葉変性症	265	脳表ホモジドリン沈着症	325	ポルフィリン症
206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。) ※	266	膿疱性乾癬	326	マリネスコ・シェーグレン症候群
207	早期ミオクローニー脳症	267	嚢胞性線維症	327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △
208	総動脈幹遺残症	268	パーキンソン病	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多薬性運動ニューロパチー
209	総排泄腔遺残	269	パージャヤー病	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
210	総排泄腔外反症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	330	慢性再発性多発性骨髄炎
211	ソトス症候群	271	肺動脈性肺高血圧症	331	慢性膵炎 ○
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	332	慢性特発性偽性腸閉塞症
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	273	肺胞低換気症候群	333	ミオクローニー欠伸てんかん
214	大脳皮質基底核変性症	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	334	ミオクローニー脱力発作を伴うてんかん
215	大理石骨病	275	バッド・キアリ症候群	335	ミトコンドリア病
216	ダウン症候群 ○	276	ハンチントン病	336	無虹彩症
217	高安静脈炎	277	汎発性特発性骨増殖症 ○	337	無脾症候群
218	多系統萎縮症	278	PCDH19関連症候群	338	無βリポタンパク血症
219	タナトフォリック骨異形成症	279	非ケトーシス型高グリシン血症	339	メープルシロップ尿症
220	多発血管炎性肉芽腫症	280	肥厚性皮膚骨膜炎	340	メチルグルタコン酸尿症
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	341	メチルマロン酸血症
222	多発性軟骨性外骨腫症 ○	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	342	メビウス症候群
223	多発性嚢胞腎	283	肥大型心筋症	343	メンケス病
224	多脾症候群	284	左肺動脈右肺動脈起始症	344	網膜色素変性症
225	タンジール病	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	345	もやもや病
226	単心室症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	346	モワット・ウイルソン症候群
227	弾性線維性仮性黄色腫	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎	347	薬剤性過敏症症候群 ○
228	短腸症候群 ○	288	非典型溶血性尿毒症症候群	348	ヤング・シンプソン症候群
229	胆道閉鎖症	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
230	遅発性内リンパ水腫	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
231	チャージ症候群	291	びまん性汎細気管支炎 ○	351	4p欠失症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	292	肥満低換気症候群 ○	352	ライソゾーム病
233	中毒性表皮壊死症	293	表皮水疱症	353	ラスムッセン脳炎
234	腸管神経節細胞減少症	294	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
235	TSH分泌亢進症	295	VATER症候群	355	ランドウ・クレフナー症候群
236	TRPV4異常症 ※	296	ファイファー症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
237	TNF受容体関連周期性症候群	297	ファロー四徴症	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
238	低ホスファターゼ症	298	ファンコニ貧血	358	両大血管右室起始症
239	天疱瘡	299	封入体筋炎	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
240	特発性拡張型心筋症	300	フェニルケトン尿症	360	リンパ脈管筋腫症
241	特発性間質性肺炎	301	フォンタン術後症候群 ○	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
242	特発性基底核石灰化症	302	複合カルボキシルーゼ欠損症	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	303	副甲状腺機能低下症	363	レーベル遺伝性視神経症
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	304	副腎白質ジストロフィー	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
245	特発性後天性全身性無汗症	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
246	特発性大腿骨頭壊死症	306	ブラウ症候群	366	レット症候群
247	特発性多中心性キャッスルマン病	307	ブラダー・ウィリ症候群	367	レノックス・ガストー症候群
248	特発性門脈圧亢進症	308	プリオン病	368	ロスモンド・トムソン症候群
249	特発性両側性感音難聴	309	プロピオン酸血症	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

## 小山市役所(案内図)



# 小山市障がい者福祉ガイド

— 共に歩み、支えあい、誰もが住みやすいおやま —  
2024年度版

(小山市障がい者福祉ガイドは市ホームページにも掲載しています)

発行 小山市

<https://www.city.oyama.tochigi.jp>

企画・編集 小山市保健福祉部福祉総務課 (市役所2階)

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

電話 0285-22-9624

FAX 0285-24-2370

e-mail : [d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp](mailto:d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp)

小山ブランド公認キャラクター  
政光くん&寒川尼ちゃん

